

指定廃棄物

最終処分場等の構造・維持管理による 安全性の確保について

平成25年3月

目次

はじめに: 指定廃棄物の発生経緯、定義など

「遮断する」(放射性物質が外部に漏えいすることを防ぐ)

- ①: 処分場: コンクリート製の遮断型構造
- ②: 処分場: 屋根・囲いの設置
- ③: 埋立後のコンクリート・ベントナイト・土壌による覆い
- ④: ベントナイト混合土の充填

「遮へいする」(放射線をさえぎる)

- ⑤: コンクリート・ベントナイト・土壌による覆い

「安全を確認する」

- ⑥: 長期間にわたる点検・維持管理
- ⑦: 第1監視期間の考え方
- ⑧: 長期間にわたるモニタリング

「輸送・仮置き・焼却についての安全性」(放射性物質の飛散・漏えい等の防止)

- ⑨: 輸送
- ⑩: 仮置き
- ⑪: 焼却

参考資料

はじめに: 指定廃棄物の発生経緯

2

東京電力福島第一原子力発電所の事故により大気中に放出された放射性物質(主に放射性セシウム)は、風により移流・拡散され、雲などにとりこまれたのち、雨や雪によって地表や樹木などに付着しました。その結果、私たちの日常生活や社会経済活動から生じる廃棄物の焼却灰、下水汚泥、浄水発生土、農林業系副産物等についても、放射性物質により汚染されたものが発生しており、これらの処理が課題となっています。

発生の経緯

①平成23年3月11日に
東日本大震災が発生

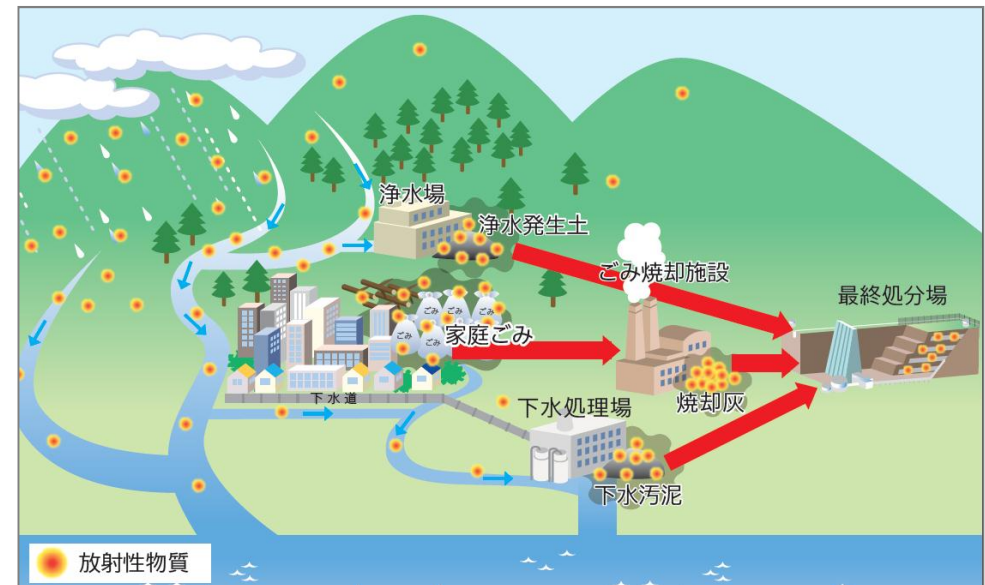
②東京電力福島第一原子力発電所の
事故により、放射性物質が環境中に放出

③環境中に放出された放射性物質は、
地表や樹木、住宅等に付着し、環境を汚染

④放射性物質が付着した一般廃棄物や
産業廃棄物は焼却することにより、
その放射性セシウム濃度が濃縮

⑤下水汚泥や浄水発生土、農林業系副産物、
農業集落排水汚泥等にも放射性物質が濃縮

放射性物質の流れ

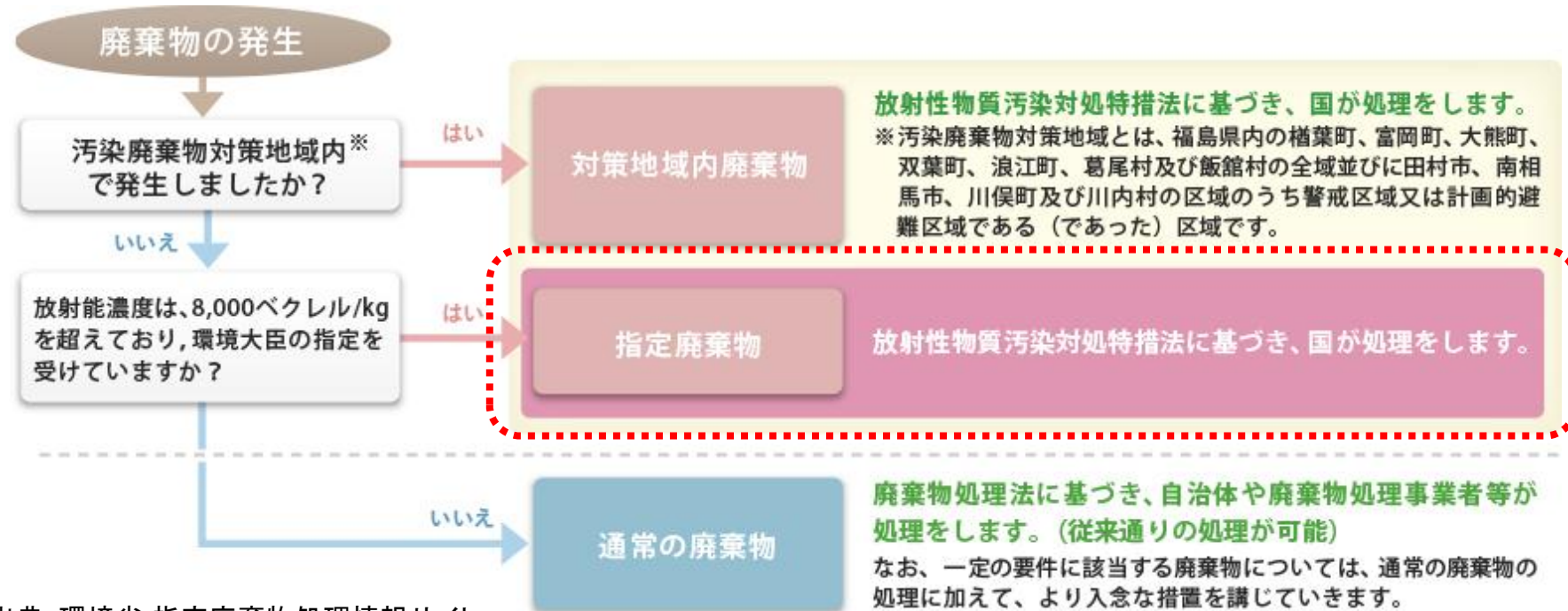


出典: 環境省 指定廃棄物処理情報サイト

はじめに: 指定廃棄物の定義

3

放射性物質汚染対処特措法において、放射性セシウム濃度が8,000Bq/kgを超える廃棄物で環境大臣が指定したものを「指定廃棄物」と定義しています。放射性物質汚染対処特措法に基づき、国が責任を持って処理を進めていきます。



出典: 環境省 指定廃棄物処理情報サイト

指定廃棄物は排出された都道府県内で処理します。指定廃棄物は、それぞれの地域におけるごみの焼却処理や上下水道の処理、農業活動等に伴い生じており、地域の問題として解決を図る必要があることを考慮しています。なお、県内で処理する指定廃棄物は、県内で発生したものだけであり、県外で発生したものを県内に持ち込んで処理することはありません。

はじめに: 指定廃棄物の種類

4

指定廃棄物の主なものとしては、一般廃棄物焼却灰、下水汚泥、浄水発生土、農林業系副産物などが存在します。

不燃性廃棄物

一般廃棄物
焼却灰



下水汚泥
(焼却灰・溶融スラグ)



溶融スラグ

浄水発生土
(上水・工業用水)



可燃性廃棄物

下水汚泥
(脱水汚泥等)



農林業系副産物
(稲わら・牛ふん
堆肥・腐葉土)



腐葉土

牛ふん堆肥



はじめに: 指定廃棄物の課題

5

県内各所にて緊急的に一時保管をしていますが、以下のような問題が顕在化しており、早急な対策が必要であると考えています。

県内各所の 一時保管場のひっ迫

現状、県内の各所に分散して一時保管を行っていますが、保管場の容量を圧迫しつつあり、これ以上の収容は厳しい現状があります。

指定廃棄物の 増加

処分場が確保できないと、新たに発生する廃棄物の行先がなくなり、焼却施設が飽和状態になって、施設の休止や、ごみ収集等を停止せざるを得なくなるなど、生活環境に大きな影響を与える可能性があります。

長期的な安全対策の 必要性

指定廃棄物は、発生箇所などにおいて一時保管していますが、これは緊急的な措置であり、短期的な安全性は確保されているものの、長期的な安全性を確保するためには、対策が必要です。

分散されている指定廃棄物を県内1ヶ所に集約し、より安全性の高い処理環境において早急に処理を進めることが極めて重要であると考えています。

はじめに: 指定廃棄物の保管状況

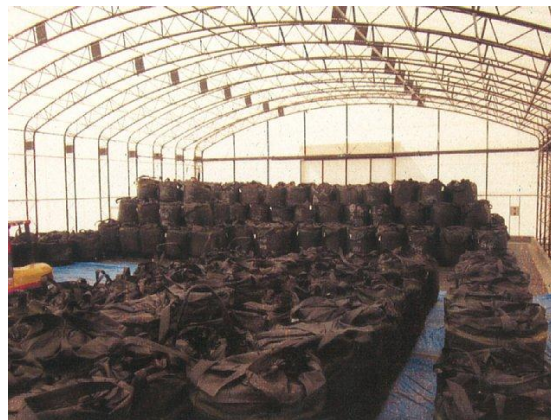
6

指定廃棄物は、発生箇所などにおいて一時保管されていますが、これは緊急的な措置であり、短期的な安全性は確保されているものの、長期的な安全性を確保するための対策が必要です。

一時保管場状況



焼却灰



下水汚泥



浄水発生土



農林業系副産物

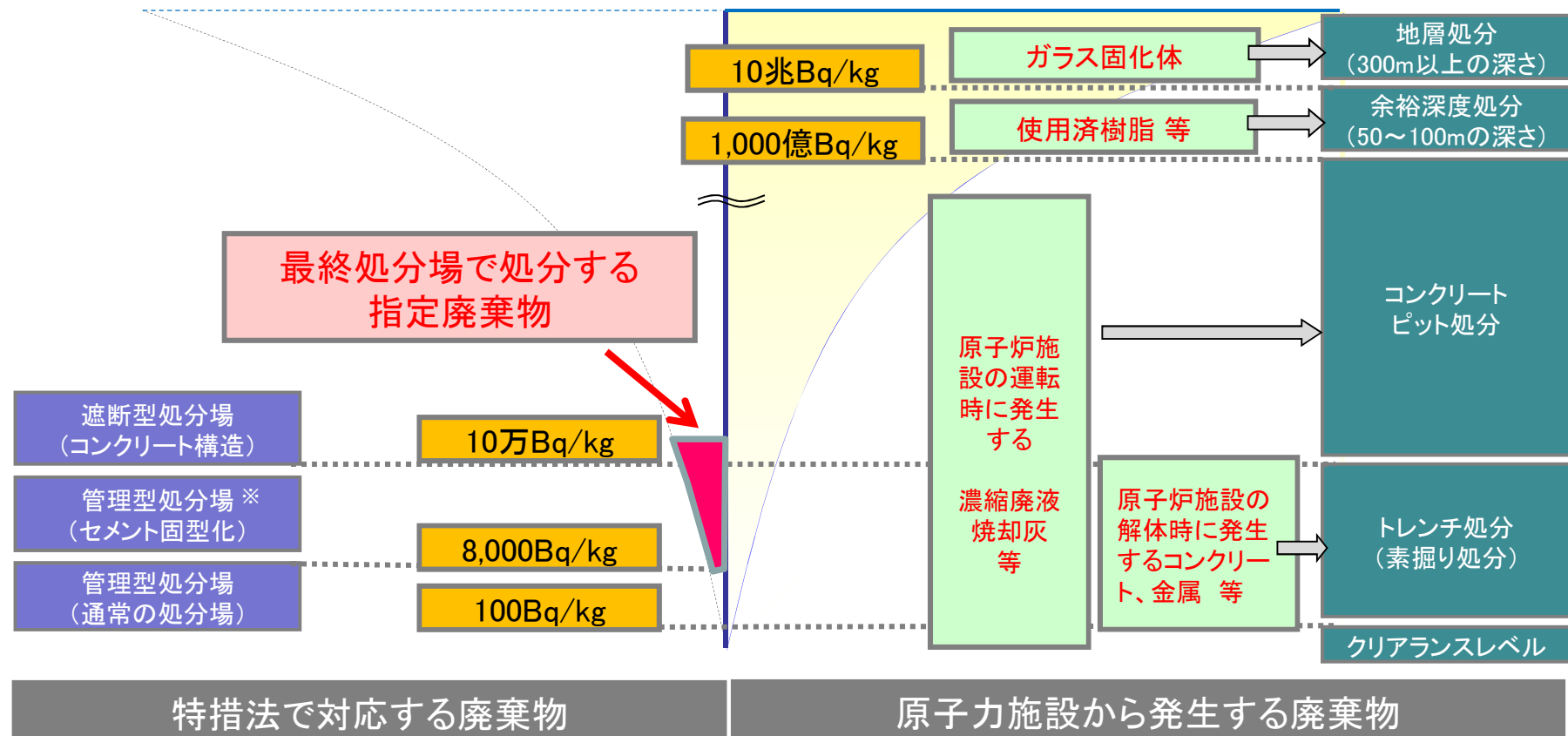


指定廃棄物の保管状況

はじめに: 指定廃棄物の濃度

7

- ◆ 指定廃棄物には、焼却灰、下水汚泥、浄水発生土、農林業系副産物等があり、これらを安全かつ迅速に処理することが重要な課題となっています。
- ◆ 処分場にて処理される指定廃棄物は、当該県内において発生した廃棄物で放射性セシウム濃度が8,000Bq/kgを超えるものです。
- ◆ 他県で発生している指定廃棄物を持ち込むことはありません。



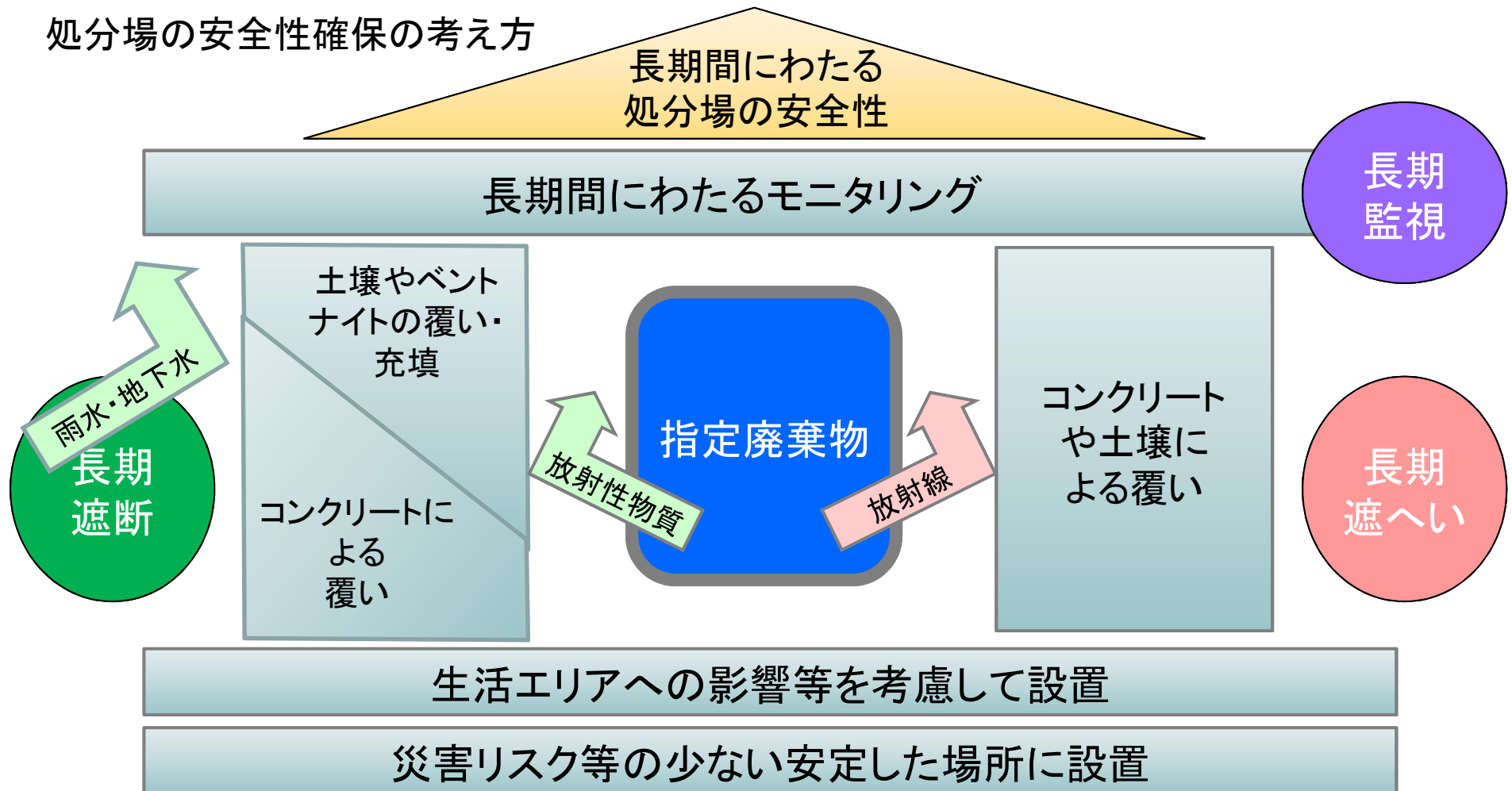
※ 8,000Bq/kg超～10万Bq/kg以下の指定廃棄物は遮断型処分場又は管理型処分場で処分でき、管理型処分場にて埋立処分する場合は、原則的にセメントその他の結合材により固型化する必要があるが、溶出率の低い指定廃棄物については固型化は要しない。

はじめに: 処分場の安全性確保の考え方

8

◆ 指定廃棄物が健康や環境に及ぼす影響を防止できるように配慮した立地検討、処分場設計、長期間の監視を行います。

処分場の安全性確保の考え方



はじめに: 処分場の安全性確保の方法

9

◆ 指定廃棄物の処分場では、安全性を確保するために、以下の安全確保の方法をとります。

長期間にわたる処分場の安全性確保のための方法

管理区分	埋立中	第1監視期間	第2監視期間
	3年間程度	数十年間	その後～
安全性の確保の目安	追加線量1mSv/年以下 (第1監視期間以降は追加線量10μSv/年以下) 100年で約16分の1に減衰		
安全確保の基礎	生活エリアへの影響等を考慮して設置 災害リスク等の少ない安定した場所に設置		
遮断する	コンクリート製の遮断型構造		ベントナイト混合土 を管理点検廊に充 填
	屋根・囲いの設置	コンクリート・ベントナイト・ 土壌による覆い	
遮へいする	コンクリート・ベントナイト・土壌による覆い		
安全を確認する	長期間にわたって点検・維持管理を可能とする構造		
	長期間にわたる放射線・放射能のモニタリング		

作業中の飛散防止のための対策

飛散の防止	放射性物質を飛散させない輸送・仮置き・焼却・埋立
-------	--------------------------

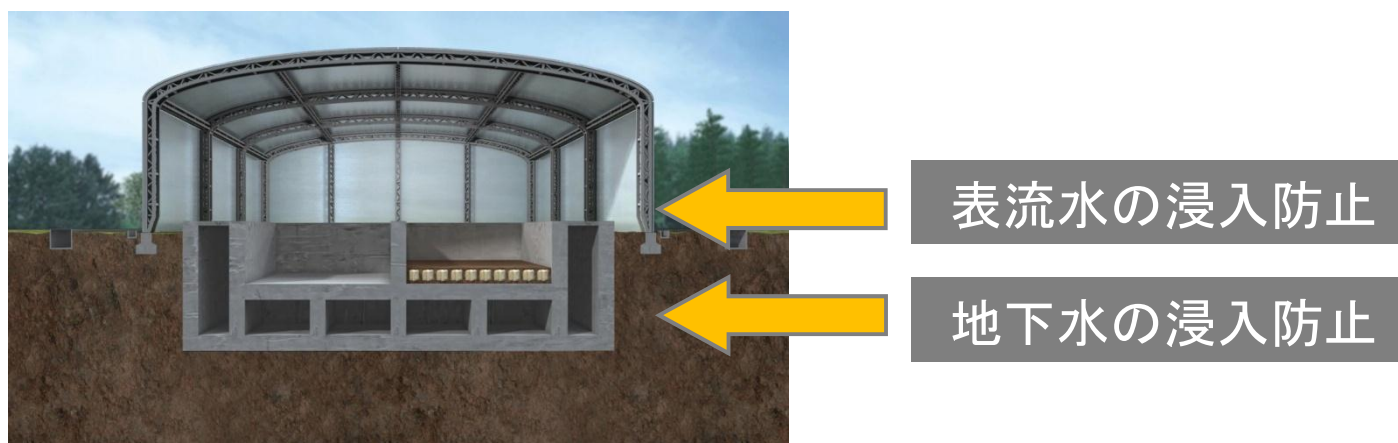
「遮断する」
(放射性物質が外部に漏えいすることを防ぐ)

①: 処分場:コンクリート製の遮断型構造(その1)

11

- ◆ 処分場の構造は、**放射性物質を含む廃棄物の影響を遮断**するため、コンクリートに囲まれた遮断型構造とします。
- ◆ 埋立期間中には屋根と囲いを設置し、雨水が処分場内に浸入することを防ぎます。
- ◆ また、コンクリート壁の立ち上がり部分を地上面より高くすることで、雨により生じた**表流水(地表面を流れる水)**が処分場内に浸入することを防ぎます。
- ◆ 処分場は深さ約8mの地下埋設型のコンクリート構造であり、雨水により土壌にしみこんだ水が処分場内に浸入することを防ぎます。
- ◆ これによって、地下水及び表流水が廃棄物に接触しないようにするとともに、**放射性物質が外部に漏れ出すことを防ぐ**ことができます。

処分場の構造



① : 処分場:コンクリート製の遮断型構造(その2)

12

- ◆当該地において想定される地震に対応した設計震度を設定し、**耐震性・安全性を高めた構造物**とします。
- ◆**地震応答解析**を行い、極めて稀に発生する地震による力に対しても倒壊、崩壊せずに躯体を維持できることを確認します。

現状の最終処分場を設計する場合に参考となる
基準と設計水平震度 k_h (強震帯地域)

対象構造物	参考となる基準	対象構造	設計水平震度 k_h	備 考
遮断型構造物	日本建築学会 水槽・石油タンクの等の設計に適用 される基準(容器構造設計指針)	地下容器	0.20~0.24	
貯留構造物	国土交通省 ダム本体の設計に適用される基準(河 川砂防技術基準)	コンクリート構造	0.12~0.15	重力式コンクリートダムの基準
		土構造	0.15~0.20	フィルダムの基準

設計水平震度 k_h :地震時に構造物にかかる重力加速度に対する水平方向の加速度の比

① : 処分場:コンクリート製の遮断型構造(その3)

13

- ◆ 使用するコンクリートの強度は、**コンクリートの耐用年数を参考にできるだけ長く確保できるものを使用し**、長期にわたり建物の強度、水の遮断機能、放射線の遮へい機能を維持します。
 - ◆ その際、コンクリートや鉄筋に用いる材質については、耐久性等を十分配慮したものを使用します。
- (一般的に使用されているコンクリートの圧縮強度は、21～24N/mm²です。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、遮断型最終処分場のコンクリートの一軸圧縮強度は25N/mm²以上と規定されています。)

鉄筋コンクリート建物の供用期間とコンクリート圧縮強度の関係

圧縮強度	21N/mm ²	24N/mm ²	27N/mm ²
計画供用期間	およそ47.5年	およそ65年	およそ82.5年
供用限界期間	およそ82.5年	およそ100年	およそ150年

出典: <http://www1.cts.ne.jp/~t-sekkei/taikyuusekkei/taikyuusekkei.html> (日本建築学会によるコンクリート理論値) をもとに作成

計画供用期間: 躯体の計画耐用年数。大規模補修を必要としないことが予定できる期間

供用限界期間: 建物を継続使用したい場合、この期限内に構造躯体の大規模な補修を行えばさらに使用可能な期間

※供用限界期間は、計画供用期間の約1.5～2倍程度の期間を想定

① : 処分場:コンクリート製の遮断型構造(その4)

14

- ◆コンクリートの耐久性を持続させるため、埋立廃棄物とコンクリートが接触する面(処分場底面及び側面)に、腐食防止対策を講じます。
- ◆腐食防止対策としては、エポキシ樹脂塗装、FRP防食ライニング、シートライニング等の施工を想定しています。

腐食防止対策

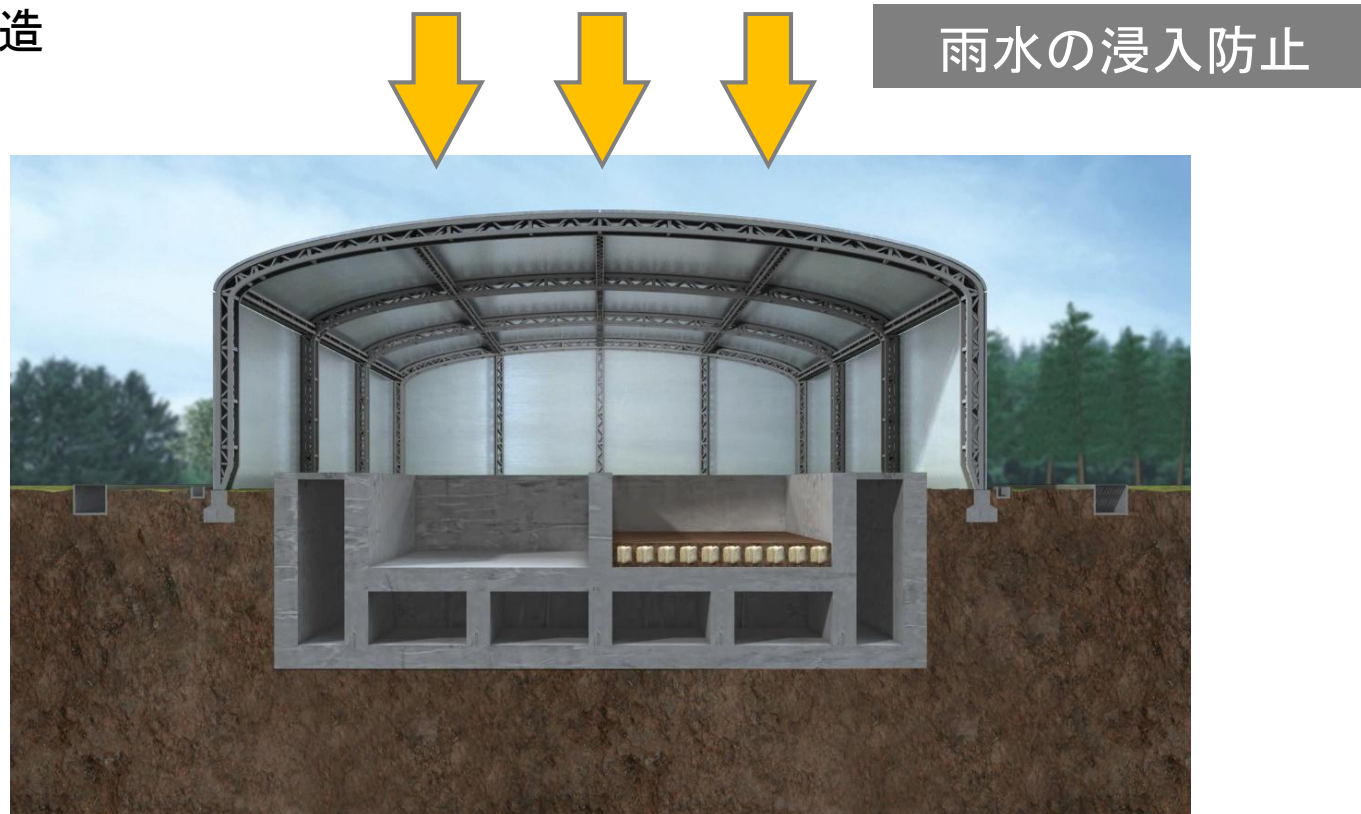
- エポキシ樹脂塗装 : 耐薬品性、耐磨耗性、密着性に優れた、エポキシ樹脂塗料を用いた塗装。
- FRP防食ライニング : 耐水・耐食性及びクラック追従性に優れたビニルエステル樹脂とガラスマット等を複合した工法。
- シートライニング : 伸縮性に富んだシート(ゴム系、塩ビ系)を使用する工法。

②: 処分場: 屋根・囲いの設置(その1)

15

- ◆埋立期間中には、屋根と囲いを設置します。
- ◆これによって、**雨水が埋立地の内部に浸入することを防ぐとともに、埋立作業中の粉じん等の外部への飛散を防ぐことができます。**

処分場の構造



②: 処分場: 屋根・囲いの設置(その2)

16

埋立地や仮置場に設置する屋根や囲いは、台風、稀に発生する竜巻、地震、積雪を考慮して、鉄骨造の骨組み構造等とします。

◆屋根は金属製の折板構造とします。

◆構造材は鋼製の骨組み構造とします。



屋根外観(例)



屋根内部(例)

②: 処分場: 屋根・囲いの設置(その3)

17

- ◆ 廃棄物を埋立てするたびに、廃棄物と廃棄物の間に土壌を充填します。また、廃棄物を土壌で覆います。
- ◆ 土壌を充填することにより、仮に内部に水が流入した場合でも、放射性物質が移行することを長期的に防ぐことができます。
- ◆ また、土壌で覆うことで、埋立作業中の処分場付近の空間線量率を低減することができます。(土壌による遮へい効果)



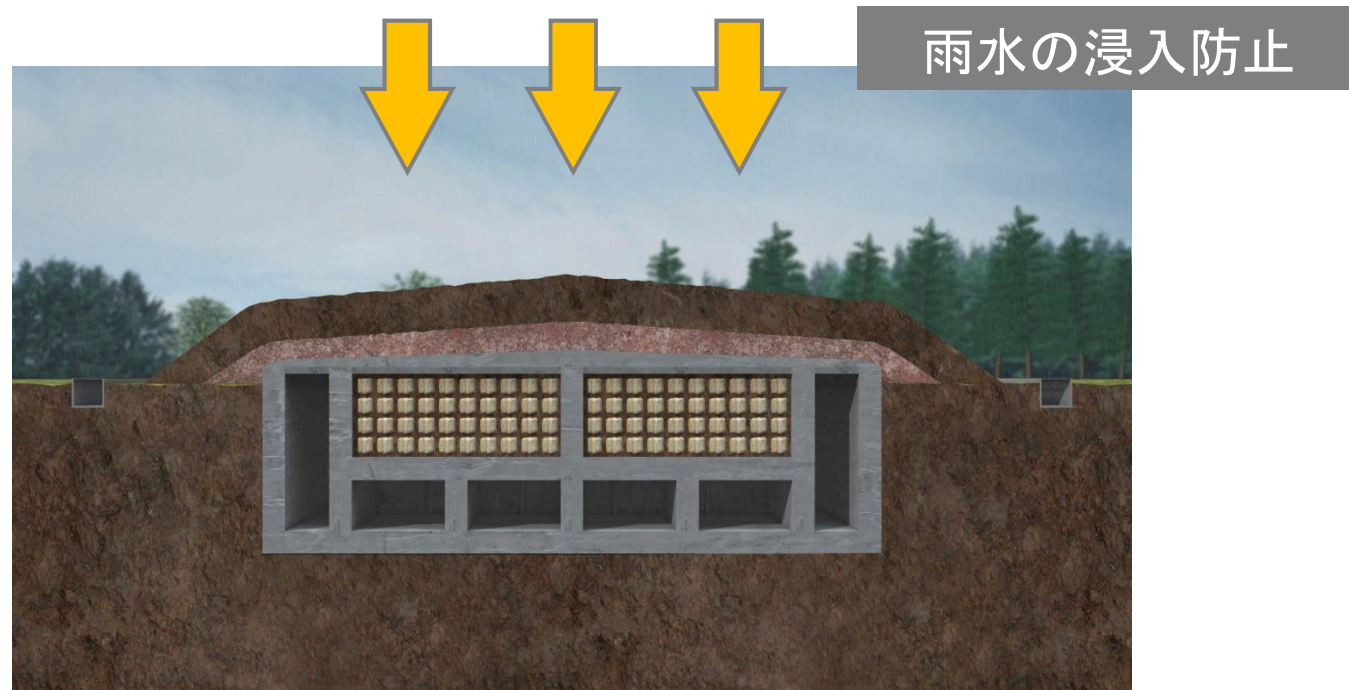
土壌を
充填

③: 埋立後のコンクリート・ベントナイト・土壌による覆い

18

- ◆ 指定廃棄物の埋立終了後には、処分場の上部をコンクリート製の覆いで蓋をし、さらにその上に止水性のあるベントナイト混合土で覆い、さらに土壌で覆います。
- ◆ これによって、埋立終了後も雨水が埋立地に浸入することを防ぐことができます。

第1監視期間

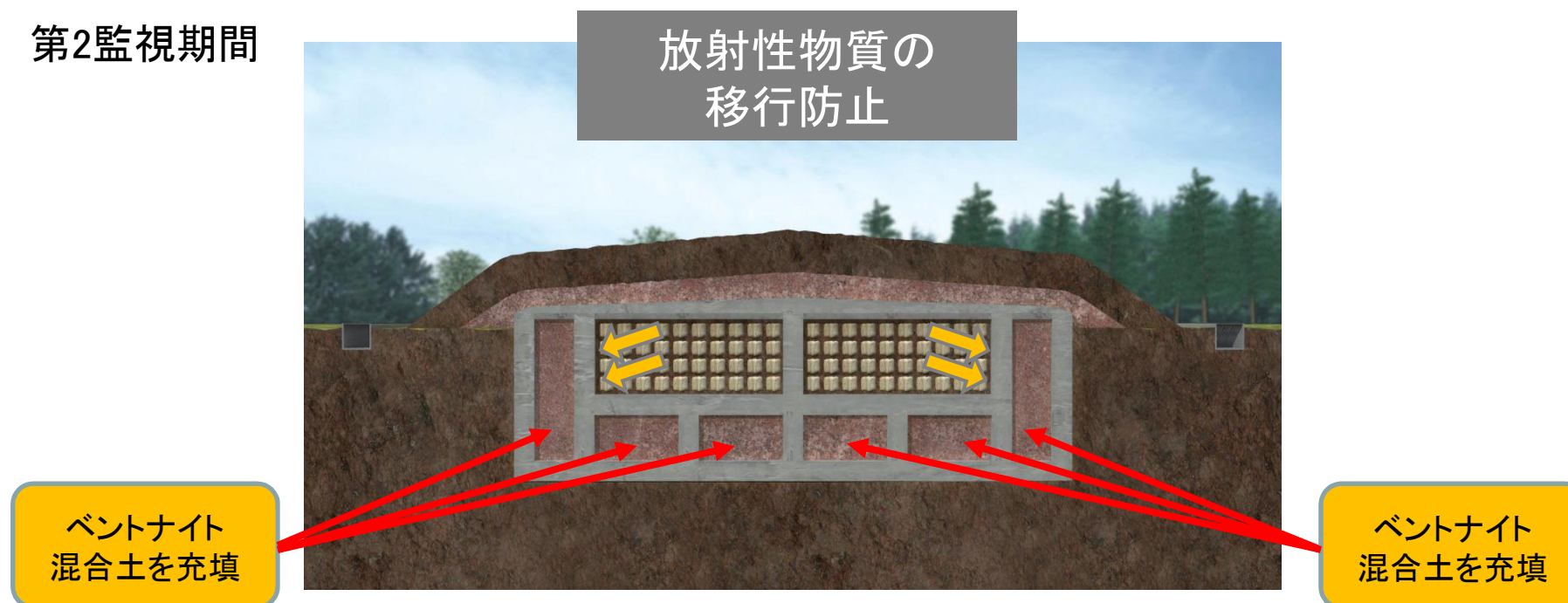


④: ベントナイト混合土の充填(その1)

19

- ◆埋立終了後、一定の期間(第1監視期間)をおいた後、**放射性セシウムを吸着する性質のあるベントナイト混合土を管理点検廊に廃棄物を包むように充填します(第2監視期間)。**
- ◆これによって、遠い将来にコンクリート構造物が劣化して、ひび割れ部分から水がたとえ漏出したとしても、ベントナイト混合土に放射性セシウムが吸着されるので、処分場の外にまで漏れ出てくることを防止することができます。

第2監視期間



④: ベントナイト混合土の充填(その2)

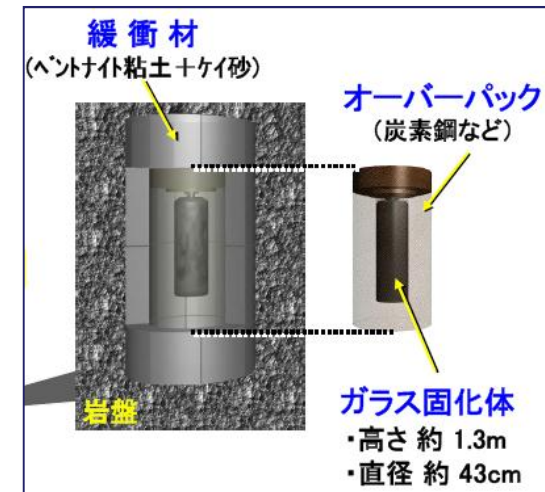
20

- ◆ベントナイトとは、モンモリロナイト(ケイ酸塩鉱物)を主成分とする粘土のことです。
- ◆水を吸って膨潤し、高い止水性を示す性質があり、一般には土木工事用の止水材としても利用されています。
- ◆ベントナイト混合土とは、土壌にベントナイトを混合したもので、**止水性と同時に放射性セシウムを吸着する性質**を持っています。
- ◆使用済核燃料を再処理した高レベル放射性廃棄物の地層処分においても、廃棄物の周りに設置される計画がなされています。

粉末状の
ベントナイト



水を吸うと数倍に膨潤し、粘土質になり、
水を通しにくくする性質を持っています。



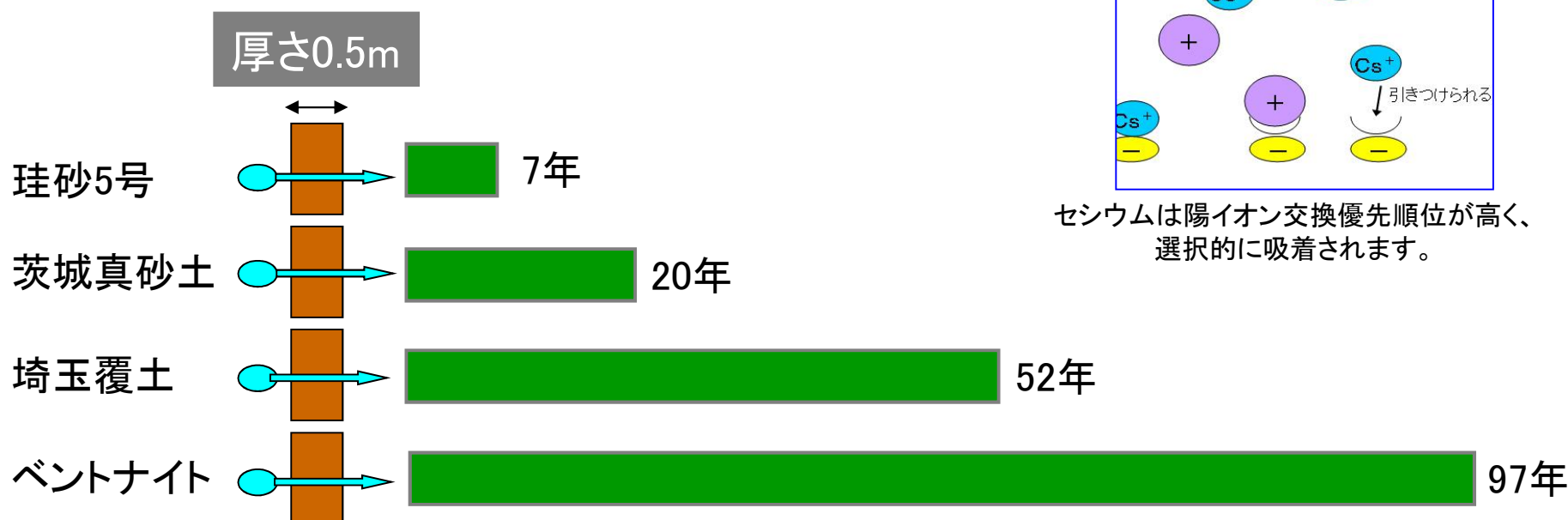
＜参考＞高レベル放射性廃棄物の
地層処分での利用計画

④: ベントナイト混合土の充填(その3)

21

- ◆放射性セシウムは土壌やベントナイトに吸着する性質を持っており、土壌層やベントナイト層を通過するのに多大な時間を要することになります。
- ◆なお、(独)国立環境研究所が実施した、セシウムの吸着度合いに関する実験の結果によれば、厚さ0.5mの土壌を通過するのに52年、同厚のベントナイトを通過するのに97年の時間がかかるとされています。

出典: 第五回災害廃棄物安全評価検討会(2011年8月10日)資料3-2
「放射性セシウムの土壌に対する吸着効果」
(独)国立環境研究所 資源環境・廃棄物研究センター



「遮へいする」
(放射線をさえぎる)

⑤:コンクリート・ベントナイト・土壌による覆い(その1)

23

- ◆指定廃棄物には放射性物質が含まれているため、放射線を出します。外部被ばくを防ぐためには、遮へい効果のあるコンクリートや土壌で覆い、指定廃棄物からの放射線を遮へいすることが重要です。
- ◆そこで、埋立中は**廃棄物を埋め立てる度にその上を土壌で覆い**、埋立終了後には処分場の上部を**コンクリート製の覆いで蓋をし**、さらにその上を**ベントナイト混合土や土壌**で覆います。
- ◆これによって、処分場内にある**放射性物質から出される放射線を十分に遮へい**することができ、人の健康への影響を防ぐことができます。

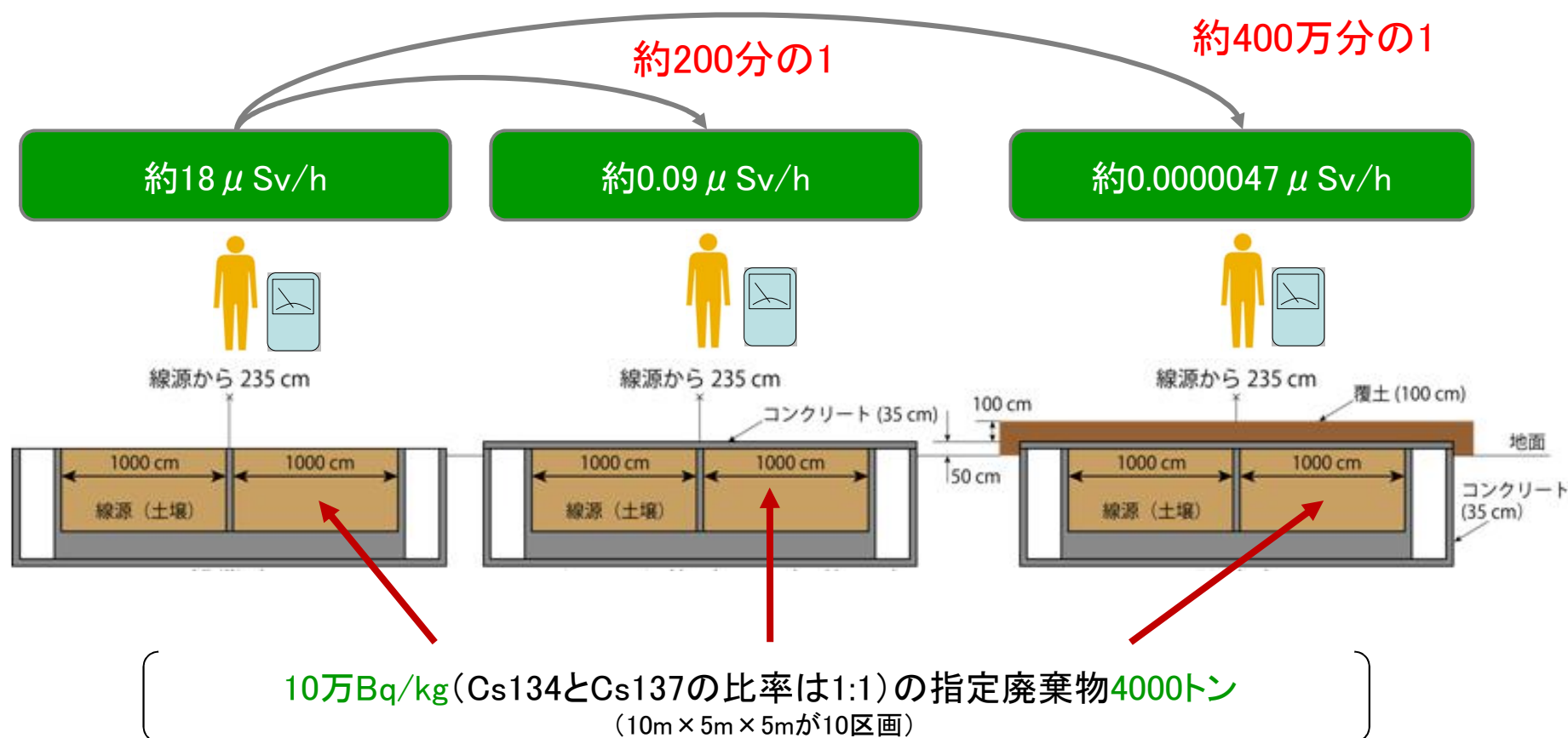
第1監視期間



⑤:コンクリート・ベントナイト・土壌による覆い(その2)

24

- ◆コンクリートと土壌の遮へい効果の程度を試算した結果、**35cmのコンクリート層**を設置した場合、**放射線は約99.5%遮へい**され、放射線の量は**約200分の1**になります。
- ◆その上に**100cmの土壌層**を設置した場合は、放射線はさらに遮へいされ、放射線の量は**約400万分の1**になります。



⑤:コンクリート・ベントナイト・土壌による覆い(その3)

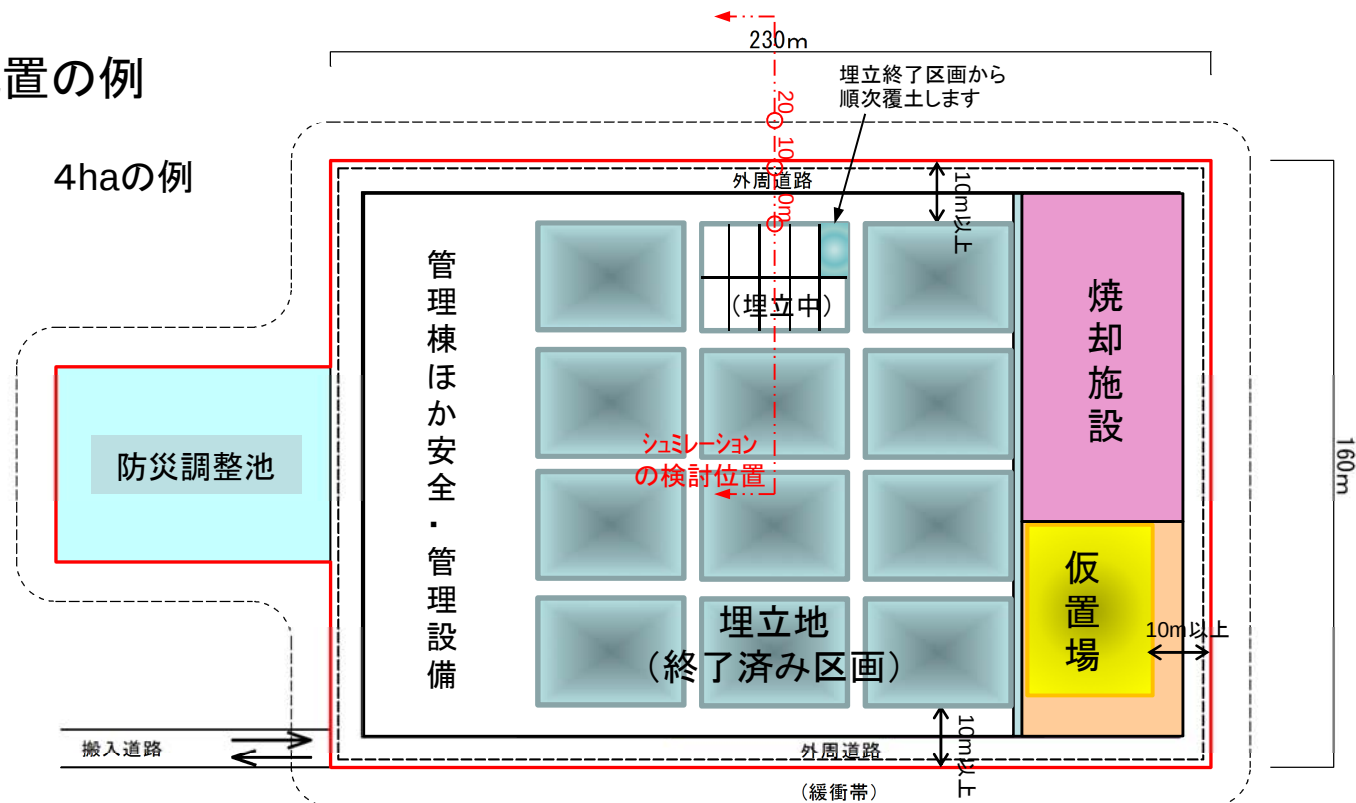
25

周辺公衆の追加被ばく線量ができる限り小さくなるように、埋立地、仮置場、焼却施設の配置や埋立方法に工夫を施します。

- ◆埋立地、施設区画端から敷地境界まで10m以上の距離を確保します。
- ◆仮置場における廃棄物は、できるだけ敷地の中央寄りに配置します。
- ◆埋立の際、埋立終了した区画を速やかに覆土して遮蔽を行います。

施設配置の例

4haの例



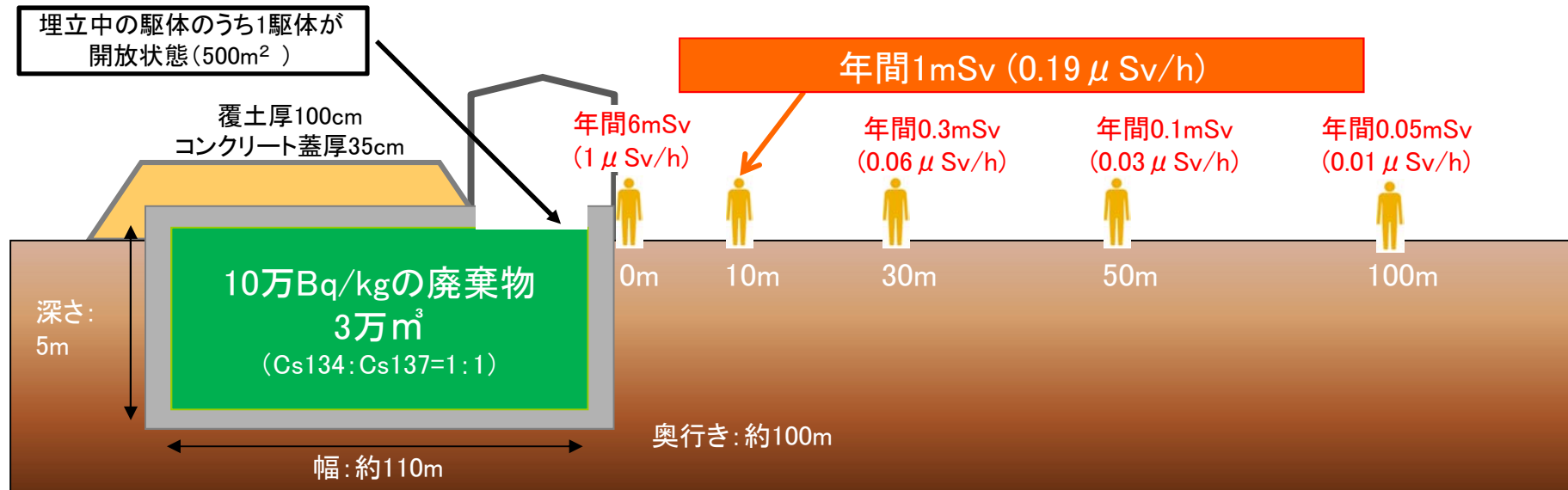
⑤:コンクリート・ベントナイト・土壌による覆い(その4)

26

- ◆以下の図は、「埋立中」における、埋立区画端からの距離毎の空間線量率のシミュレーションの結果です。
- ◆埋立中においては、**敷地境界で周辺公衆の追加被ばく線量が年間1mSv(0.19 μ Sv/h)を超えない**ようにすることとされています。**敷地境界線を埋立区画端から10m以上**とることによって、周辺公衆の追加被ばく線量の年間1mSvを下回ります。
- ◆埋立の際、埋立終了した区画を速やかに覆土して遮蔽を行うことにより、敷地境界での追加被ばく線量は、シミュレーション計算値の数分の1に低減します。

■シミュレーション計算条件の設定

- ・10万Bq/kgを3万 m^3 埋立(Cs134:Cs137=1:1と仮定)
- ・廃棄物の上には、厚さ35cmのコンクリート蓋、厚さ100cmの土壌の覆い
- ・建屋を設置(幅3000cm×奥行き3,600cm×高さ1,250cm、屋根の厚さ:0.1cm、壁の厚さ:0.035cm、材質:鉄7.9 g/cm³)



※図中の年間追加空間線量率は、1日の内、8時間を外で、16時間を屋内で過ごした場合を想定した値であり、下記の式で求められるものです。
年間あたりの追加空間線量率=時間あたりの追加空間線量率×(8+0.4×16)×365

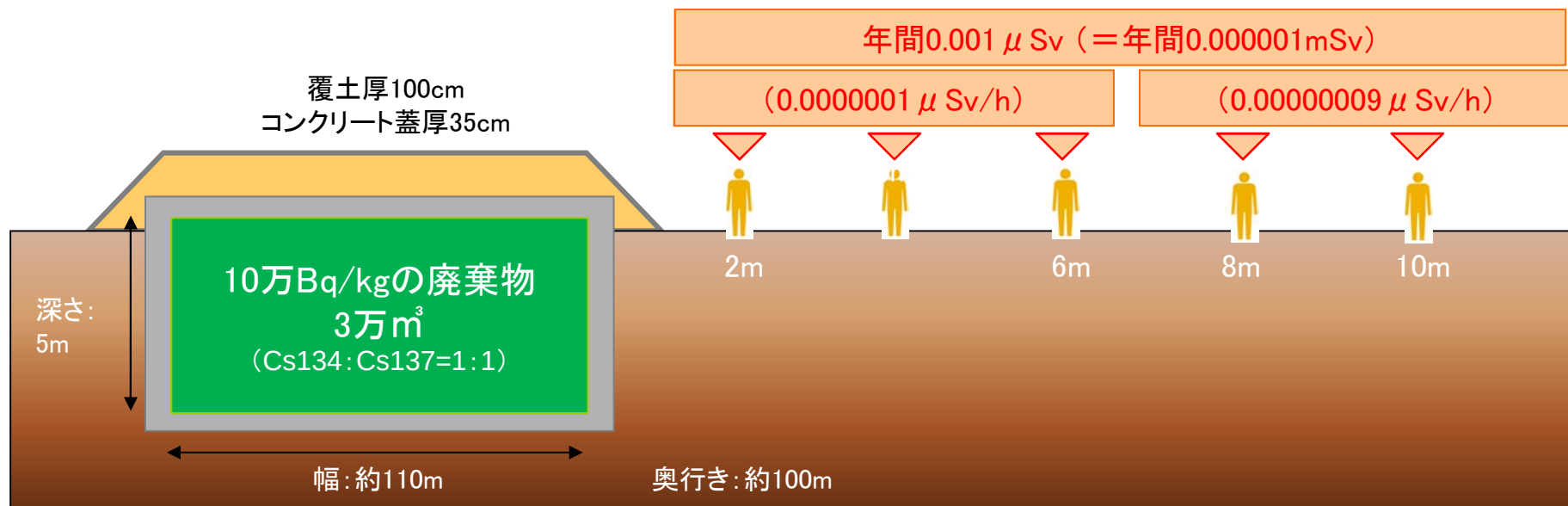
⑤:コンクリート・ベントナイト・土壌による覆い(その5)

27

- ◆ 以下の図は、「埋立終了後」における、埋立区画端からの距離毎の空間線量率のシミュレーションの結果です。
- ◆ 埋立終了後においては、周辺公衆の追加被ばく線量が年間 $10 \mu\text{Sv}$ を超えないようにすることとされています。シミュレーション結果からは、処分場付近(2m)でも年間 $0.001 \mu\text{Sv}$ と、**年間 $10 \mu\text{Sv}$ を大きく下回ります**。具体的には、**年間 $10 \mu\text{Sv}$ に対して1万分の1程度**の小さな値となります。

■シミュレーション計算条件の設定

- ・10万Bq/kgを3万 m^3 埋立
- ・廃棄物の上には、厚さ35cmのコンクリート蓋、厚さ100cmの土壌の覆い



※図中の年間追加空間線量率は、1日24時間を外で過ごした場合を想定した値であり、下記の式で求められるものです。

年間あたりの追加空間線量率 = 時間あたりの追加空間線量率 $\times 24 \times 365$

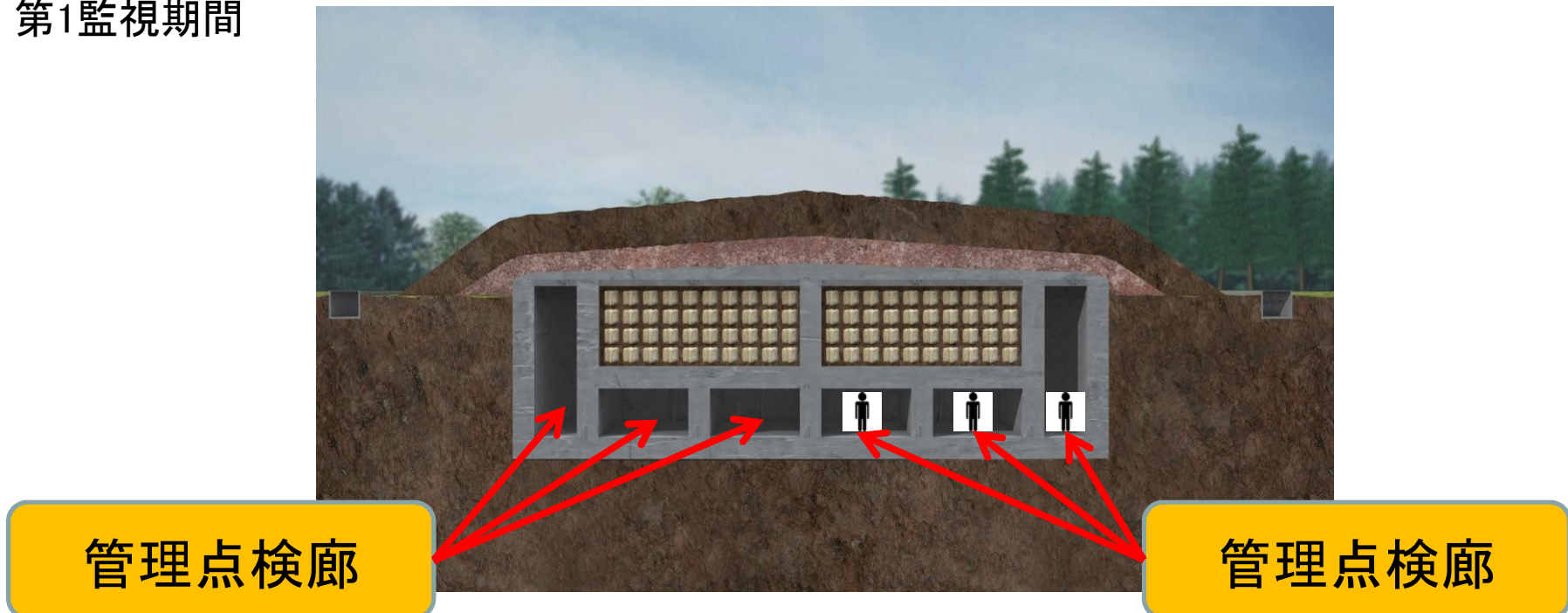
「安全を確認する」

⑥: 長期間にわたる点検・維持管理(その1)

29

- ◆ 処分場施設の健全性については、埋立中および第1監視期間において、管理点検廊から直接目視によりコンクリート構造物の健全性を監視します。
- ◆ 第1監視期間では、コンクリートのひび割れ点検、劣化診断を行って施設の健全性を確認すると同時に、適切に補修等を行いながら管理していきます。

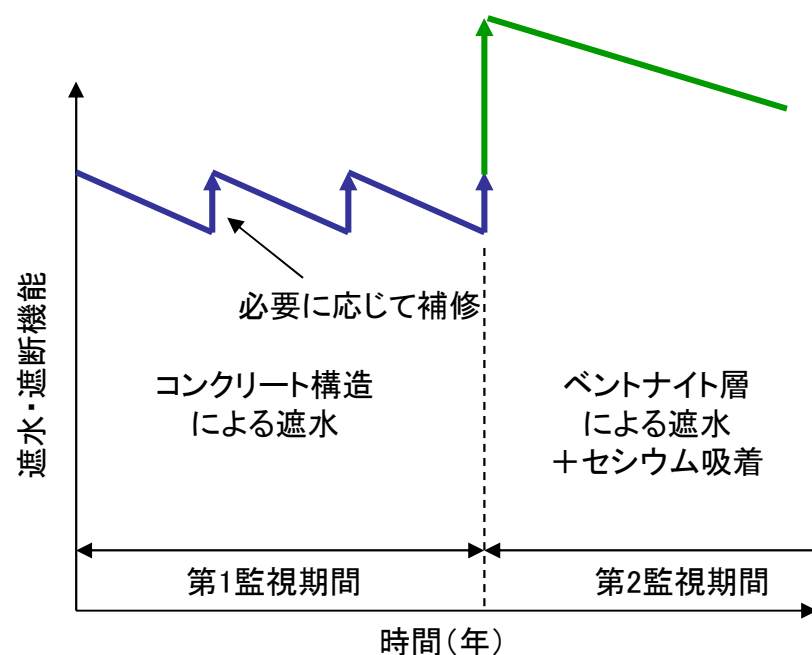
第1監視期間



⑥: 長期間にわたる点検・維持管理(その2)

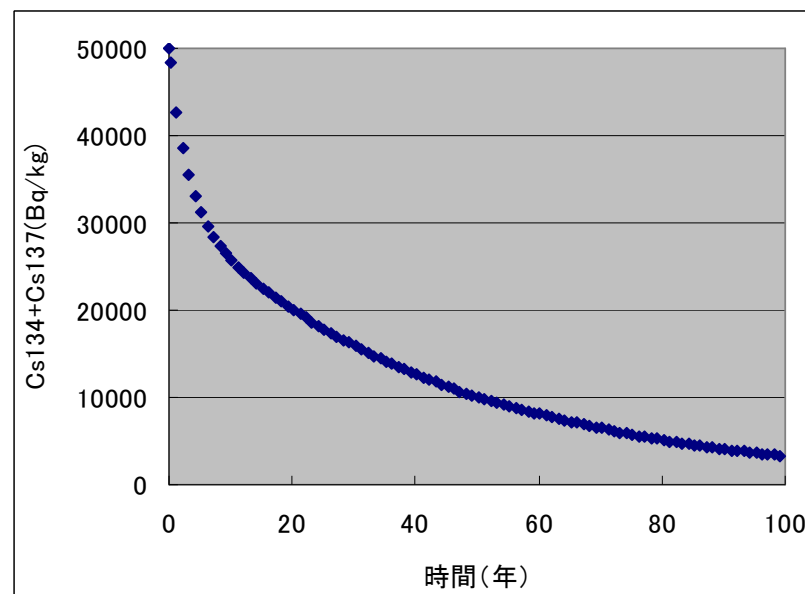
30

- ◆適切に維持管理を行うことにより、**非常に長期間にわたり遮水機能を維持**することができます。
- ◆このように、処分場の遮水機能が十分に維持されている間に、**廃棄物中の放射性セシウム濃度は減衰**していきます。
- ◆例えば、放射性セシウム濃度は100年で約16分の1に減衰します。



監視期間における処分場機能の維持

※5万Bq/kgの内訳(Cs134とCs137の比率)は、福島第一原子力発電所から放出された時点で1:1であると仮定し、その後1年6ヶ月経過したものとして計算しています。



放射性セシウム濃度の減衰

⑥: 長期間にわたる点検・維持管理(その3)

31

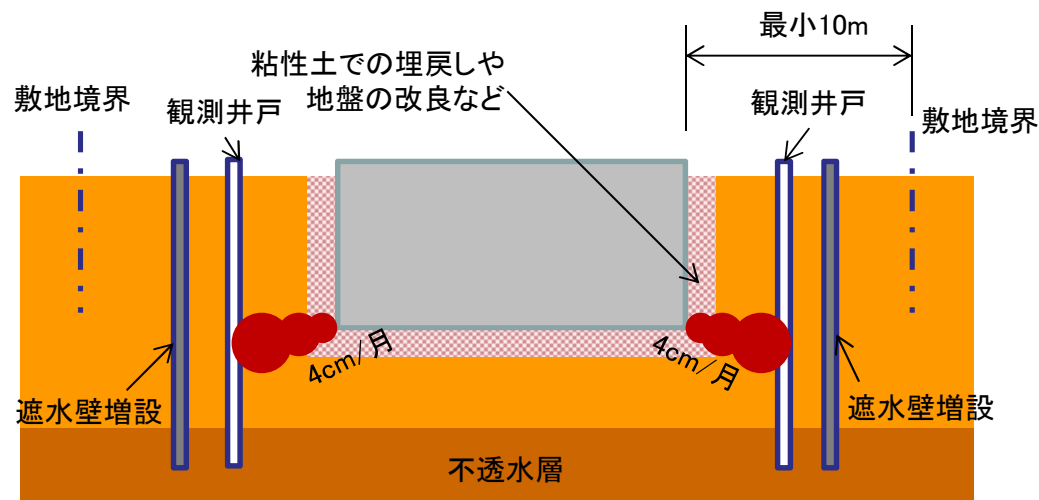
- ◆万が一、コンクリート壁及び管理点検廊に充填したベントナイト混合土層の両方が破損し、放射性セシウムを含む水が漏えいしたとしても、セシウムは土壤に吸着されるなどして敷地外まで到達するには極めて長い時間がかかります。
- ◆敷地境界に到達するまでの間に、新たな遮水壁の設置等の対策を講ずることで、敷地外への影響を防ぐことが可能です。
- ◆なお、周辺地盤が砂層等の透水性の高い土質の場合には、埋戻しの際に粘性土など透水性の低い材料で埋戻したり、必要に応じて地盤の改良を行います。

地下水の流速の試算例(吸着を考慮しない流速)

透水係数: $k=1.0 \times 10^{-7} \sim 10^{-5} \text{ cm/sec}$ (シルト層の場合)

動水勾配: $i=0.15$

流 速 : $v=k \cdot i=1.0 \times 10^{-7} \sim 10^{-5} \times 0.15=1.5 \times 10^{-8} \sim 10^{-6} \text{ cm/sec}=0.04 \sim 3.94 \text{ cm/月}^*)$



*)この試算例では地下水は最大でも、 $4\text{cm/月} \times 3\text{月} = 12\text{cm}$ しか進みません。したがって、万が一遮水壁を設置する状況となった場合でも、敷地外に漏れ出ることはありません。

⑦: 第1監視期間の考え方

◆ 第1監視期間は、管理点検廊より、コンクリートのひび割れ点検、劣化診断等の検査によって埋立構造物の健全性について確認を行う期間(埋立終了後の数十年間)です。

〈考え方〉

- 埋立地周辺の空間線量については、埋立処分が完了し、コンクリートによる覆いと土壌層による覆土が完成した時点においてモデル計算をしてみると、埋立地からの距離が2mの地点であっても線量は年間 $0.001 \mu\text{Sv}$ と試算され、管理目標値の年間 $10 \mu\text{Sv}$ に対して約1万分の1となります。
- ただし、地下水や雨水に対する遮断性能や放射線の遮蔽性能が適切に発揮されていることを一定期間確認することによって、処分場の安全性をより明確に示す必要があります。
- 埋立終了後の数十年間、第1監視期間として、管理点検廊より、コンクリートのひび割れ点検、劣化診断等の検査によって埋立構造物の健全性を確認するとともに、線量が十分低い状態になっていることを確認します。その後、コンクリートが劣化した場合であっても、放射性セシウムの漏出を防止できるベントナイト混合土の充填に切り替え、第2監視期間として、引き続き地下水等のモニタリングを適切に行い管理していきます。
管理にあたっては、専門家の意見を踏まえて実施いたします。

⑧: 長期間にわたるモニタリング(その1)

33

- ◆ 処分場では、万が一何らかの変化があればいち早く察知して対処可能とするため、**埋立中から、継続して放射線量や地下水のモニタリング(監視)**を実施します。

測定のかえ方

- 放射線量は**敷地境界の空間線量率**を、観測井では**地下水の放射性セシウム濃度**などを測定し、許容値内に収まっていることや異常な変化がないことを確認します。
- 空間線量率については、敷地境界でバックグラウンドレベルであることを確認します。(埋立中は累積追加線量が年間1mSvを超えないように、埋立終了後は累積追加線量が年間10μSvを超えないようにします。)
- 測定結果はインターネット等により公開します。

※なお、先にも述べたとおり、**十分な遮へいを行うことにより、実際の追加被ばく線量はバックグラウンドと比べても十分に小さな値**となると考えられます。

処分場モニタリング計画(案)

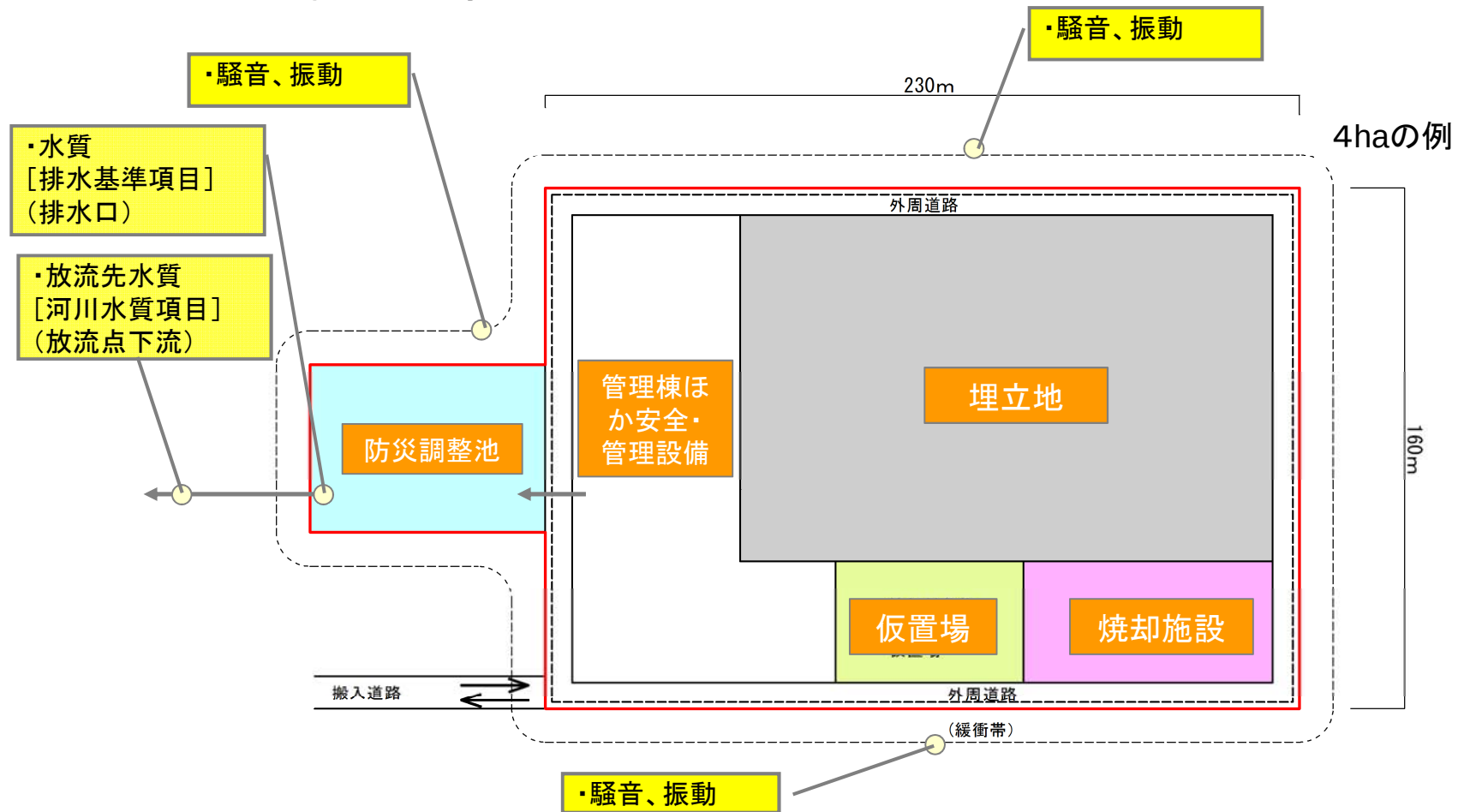
	区分	モニタリング	
		項目	測定場所
工事中	生活環境	水質(排水基準項目)	排水口
		放流先水質(河川水質項目)	放流点下流
		騒音、振動	敷地境界
埋立中	生活環境	生活排水	排水口
		騒音、振動	敷地境界
		空間線量率	敷地境界
	施設の健全性	地下水水質 (放射性セシウム濃度、ダイオキシン類、電気伝導率、塩化物イオン、地下水水質項目)	地下水 モニタリング井戸

⑧: 長期間にわたるモニタリング(その2)

34

◆施設内及び施設周辺の各所において、モニタリング(監視)を行い、許容値内に収まっていることや異常な変化がないことを確認します。

モニタリングの位置図(工事中)

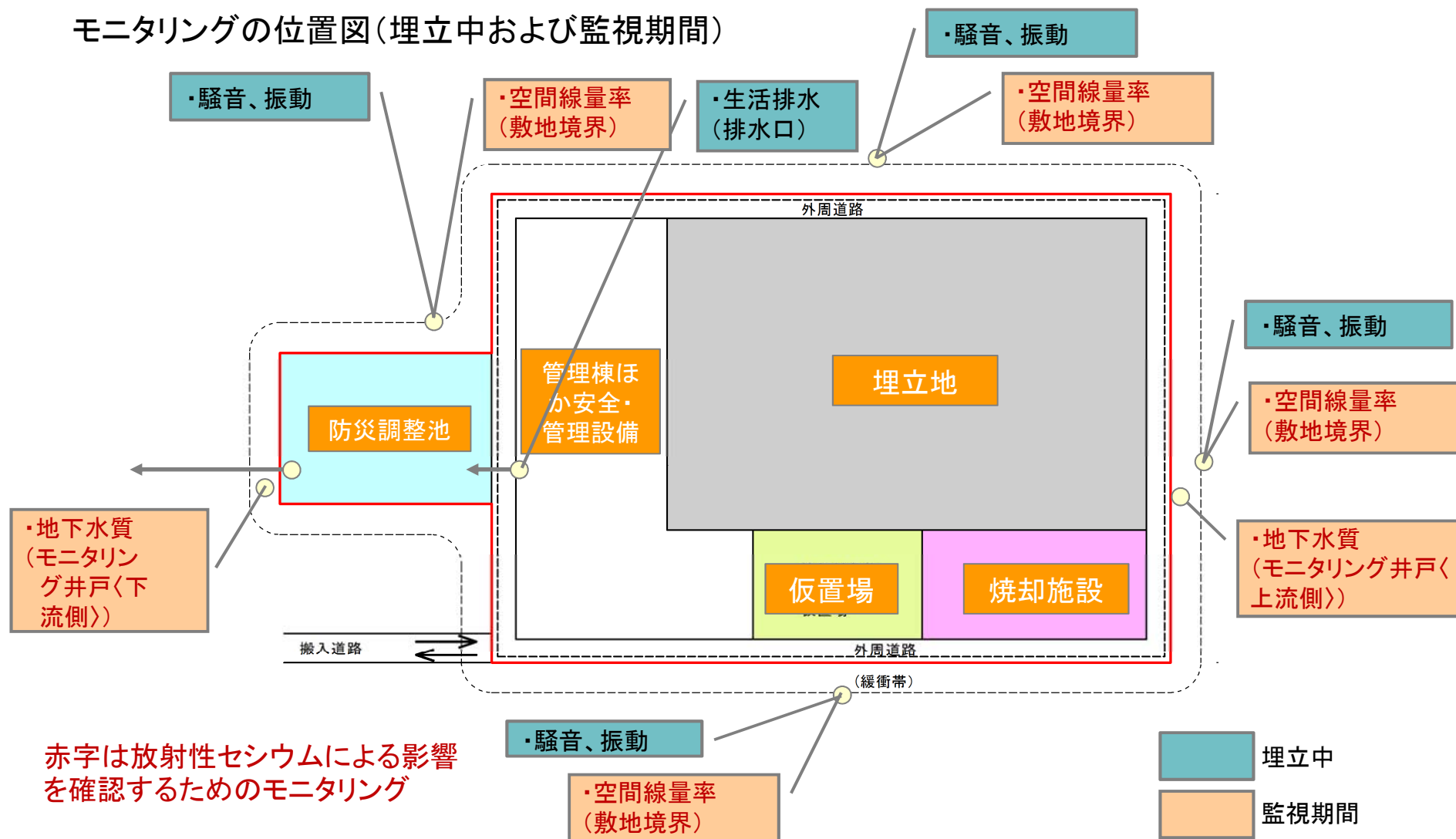


⑧: 長期間にわたるモニタリング(その3)

35

◆敷地内の各所において、モニタリング(監視)を行い、許容値内に収まっていることや異常な変化がないことを確認します。

モニタリングの位置図(埋立中および監視期間)



「輸送・仮置き・焼却についての安全性」
(放射性物質の飛散・漏えい等の防止)

⑨: 輸送 (安全確保の方法)

37

- ◆ 指定廃棄物はトラック等で処分場に輸送します。
- ◆ 輸送の際に指定廃棄物が**飛散しないよう**、フレキシブルコンテナ(内袋)に入れる、シート掛けなど**外気と直接触れない**等の対策を行います。また、流出・悪臭防止のために、**密閉性のある容器に収納**して輸送します。

運搬車両(例)



フレキシブルコンテナと
遮水シートの組合せ

ダンプ、トラック等の上面に覆いがない車両で輸送する場合は、雨水の浸入等を防止するため、その表面を遮水シート等で覆うなどの措置を講じます。

収納容器(例)



フレキシブルコンテナ

※ポリエチレン製などの内袋のあるものや内側コーティングが施されているものです。



ドラム缶



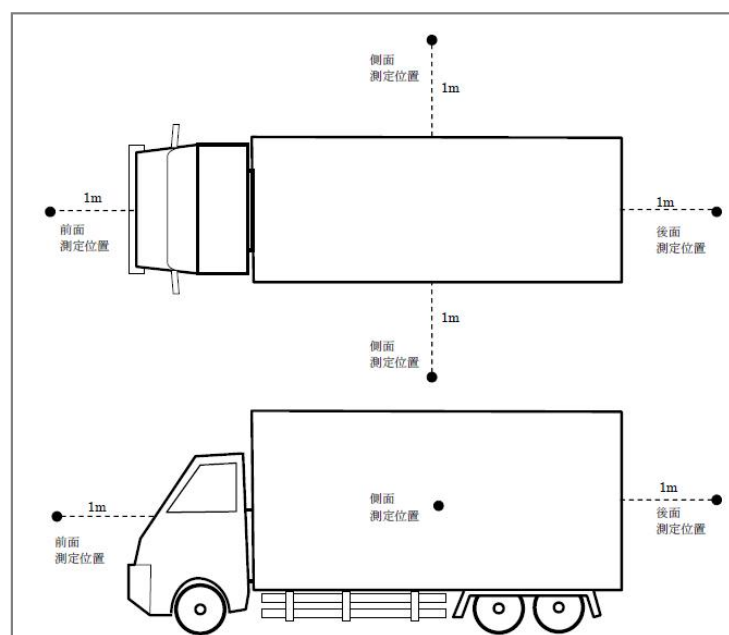
オーバーパック

⑨: 輸送 (安全性の確認)

38

◆ 運搬中に適切な遮へいが行われているかどうかの基準は、運搬車輛の表面から1m離れた位置での空間線量率が $100 \mu\text{Sv/h}$ 以下となっており、この基準値が満たされるように管理します。

測定点の考え方



出典: 環境省 廃棄物関係ガイドライン
第五部 放射能濃度等測定方法ガイドライン

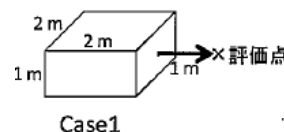
空間線量率のシミュレーション

10万Bq/kgのフレキシブルコンテナを

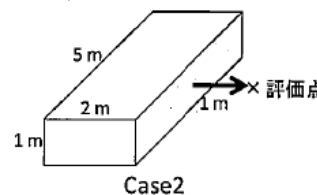
4個積載

10個積載

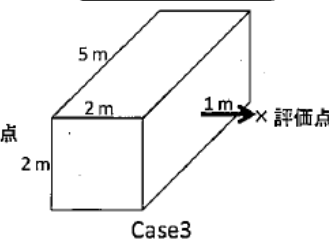
20個積載



11.5 $\mu\text{Sv/h}$



16.3 $\mu\text{Sv/h}$



27.4 $\mu\text{Sv/h}$

<前提条件>

- ・フレキシブルコンテナの焼却灰は、
比重: 1.6g/cm^3 、Cs134とCs137の放射能比は1対1
- ・フレキシブルコンテナのサイズは $1\text{m} \times 1\text{m} \times 1\text{m}$
- ・フレキシブルコンテナによる遮へい効果は考慮しない
- ・評価点は積載側面の中心から1m離れた位置

出典: 第12回災害廃棄物安全評価検討会 資料8

◆ 処分場に運び込まれた焼却対象の可燃性廃棄物や不燃性廃棄物、処分場内の仮設焼却炉から発生した焼却灰等を、埋立処分するまでの間、仮置場において一時保管します。

◆ 雨水の浸入防止や飛散防止のため、**屋根と囲いを設置**します。

○ 仮置場の囲いの底部は、コンクリート張りでその上に焼却対象の可燃性廃棄物(牧草等)を1区画(5m×20m×2mH)に区分けして保管します。

○ 仮設焼却炉への投入前に、破断等の前処理を行い仮設炉へ投入します。(屋内作業)

◆ 囲いの内部は、良好な作業環境を保つために**換気設備を設置**します。排気についても放射性物質の飛散を防止するための設備を設置します。

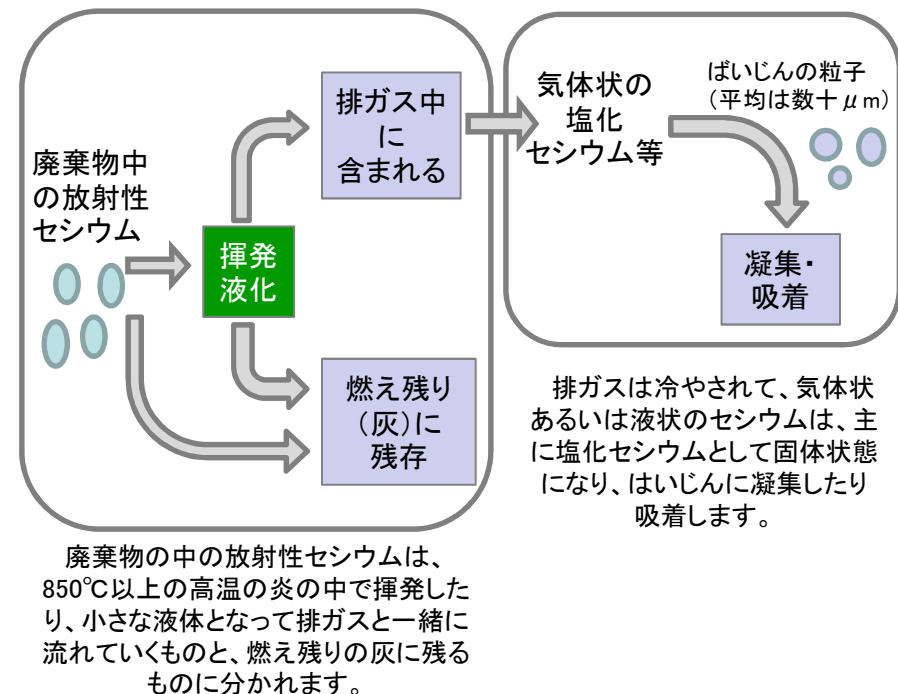
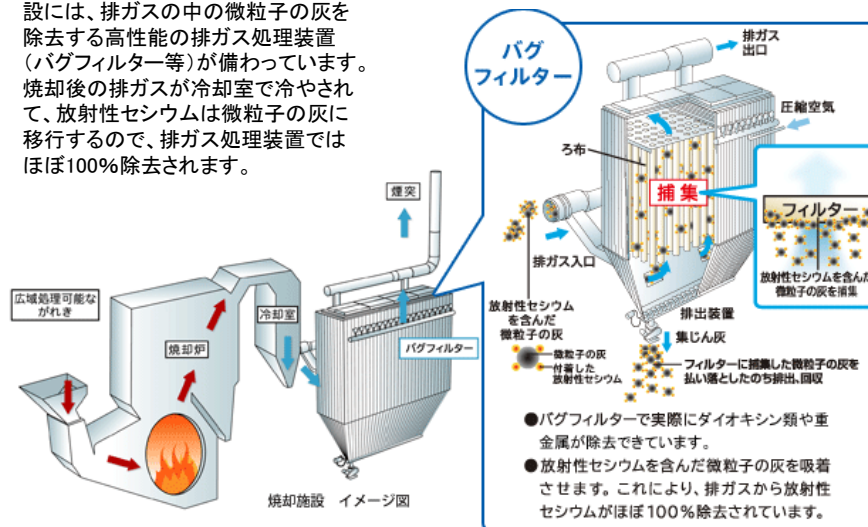
○ 換気は、排気ファンの後に集塵装置を設けます。

⑪: 焼却(安全確保の方法)

40

- ◆処分場に輸送された指定廃棄物のうち可燃性廃棄物は、減容化・安定化のために焼却し、容器に封入します。
- ◆焼却においては、排ガス中の有害物質を除去するため、**バグフィルタを設置**します。これにより、排ガス中のばいじん、硫酸化合物、塩化水素、ダイオキシン類の排出基準を満足させることができます。
- ◆また、バグフィルタを設置することで、**排ガス中の放射性セシウムを除去することができます。大気に放出する排ガスの放射性セシウムをほぼ100%除去することで、基準値を満たした管理を行うことができます。**

ダイオキシン類対策のため、焼却施設には、排ガス中の微粒子の灰を除去する高性能の排ガス処理装置(バグフィルター等)が備わっています。焼却後の排ガスが冷却室で冷やされて、放射性セシウムは微粒子の灰に移行するので、排ガス処理装置ではほぼ100%除去されます。

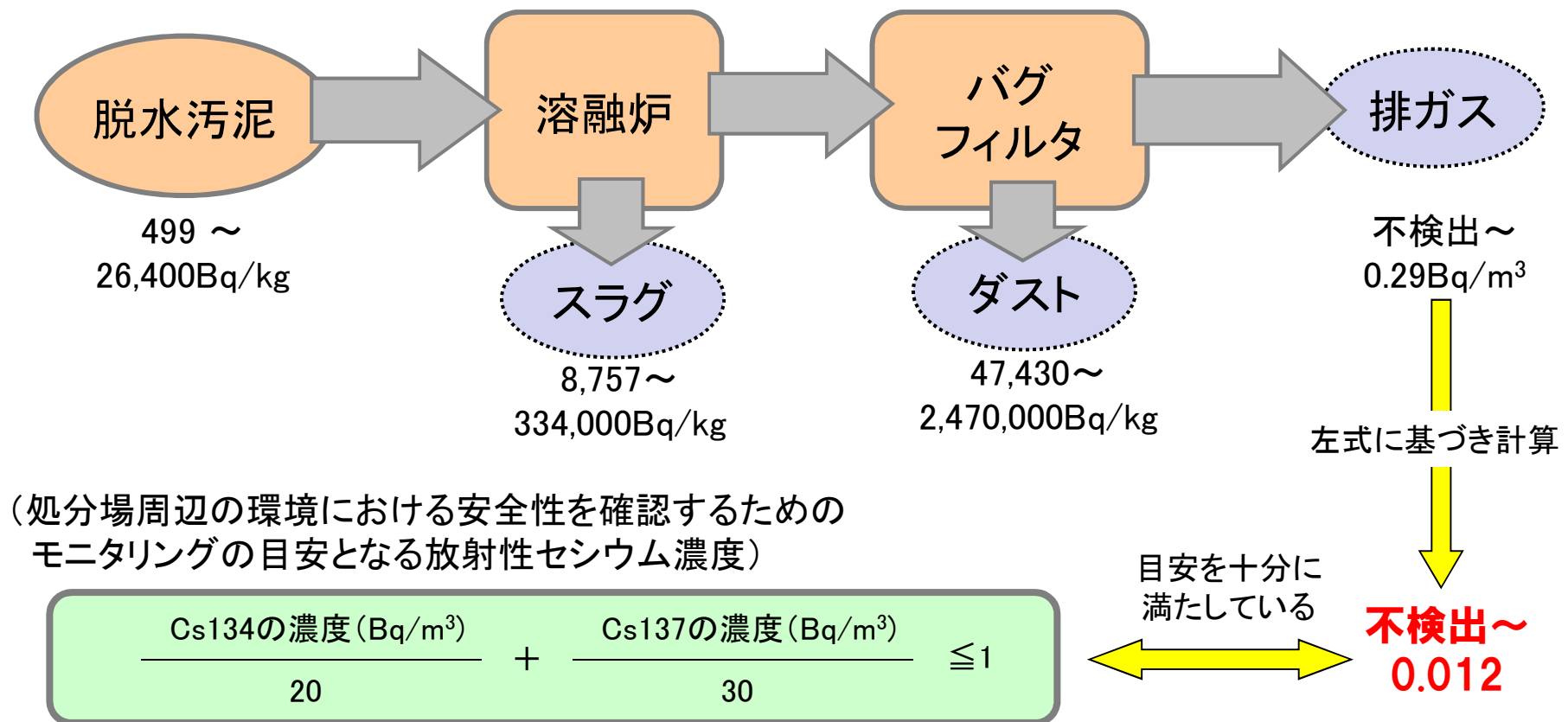


⑪: 焼却(安全性の確認)

41

◆ 高濃度の廃棄物を処理した事例でも、**バグフィルタを介した排ガス中の放射性セシウム濃度は非常に低く、基準値をはるかに下回る結果が得られています。**

＜福島 県中浄化センターでの事例＞



※脱水汚泥、スラグ、ダストは平成23年4月～平成24年7月のデータ、排ガスは平成23年5月～平成24年7月のデータ
※脱水汚泥の測定日は溶融炉に投入した日ではなく、サンプリングした日

⑪: 焼却(安全確保の方法)

◆ 一般廃棄物焼却施設(254施設)及び産業廃棄物焼却施設(196施設)の排水及び排ガスの測定値は、ほとんどの施設で不検出(ND)であり、検出された事例でも、特措法施行規則に定める排水又は排ガスの濃度限度を大幅に下回っていることが確認されています。

都道府県	一般廃棄物の焼却施設			産業廃棄物の焼却施設		
	施設数	最高値		施設数	最高値	
		排水(Bq/L)	排ガス(Bq/m ³)		排水(Bq/L)	排ガス(Bq/m ³)
岩手県	9	—	ND	13	ND	ND
宮城県	13	ND	ND	8	—	ND
山形県	7	ND	ND	11	—	ND
福島県	21	ND	1.1(※1)	17	ND	0.89(※4)
茨城県	28	ND	2.5(※2)	25	ND	ND
栃木県	16	ND	ND	15	—	ND
群馬県	22	ND	ND	16	ND	2.5(※5)
埼玉県	30	ND	ND	34	ND	ND
千葉県	34	ND	ND	26	22(※3)	ND
東京都	34	ND	ND	10	ND	ND
神奈川県	16	ND	ND	9	ND	ND
新潟県	24	ND	ND	12	ND	ND

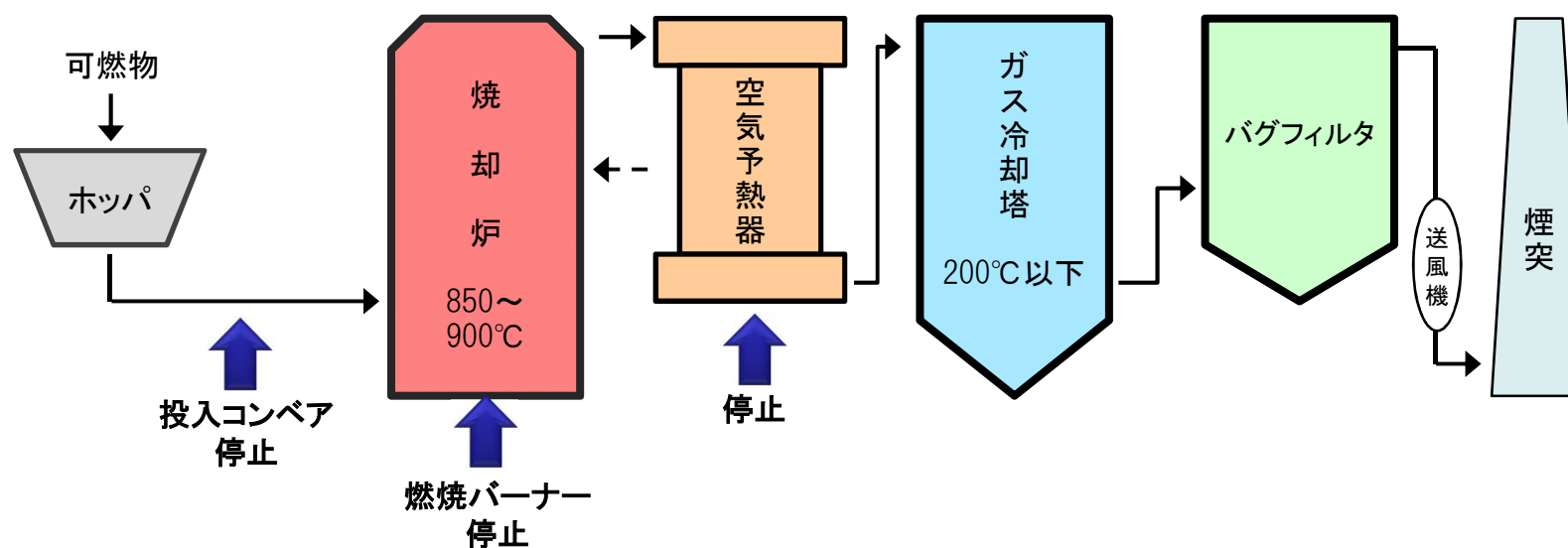
※1 ろ紙部で検出(1.04Bq/m³)、ドレン部で不検出(検出下限値:0.028Bq/m³)
 ※2 ろ紙部で不検出(検出下限値:0.304Bq/m³)、ドレン部で検出(2.168Bq/m³)
 ※3 セシウム134が不検出(検出下限値:11Bq/L)、セシウム137が検出(11Bq/L)
 ※4 ろ紙部で検出(0.17Bq/m³)、ドレン部で不検出(検出下限値:0.72Bq/m³)
 ※5 ろ紙部で検出(0.7Bq/m³)、ドレン部で不検出(検出下限値:1.8Bq/m³)

出典:第12回災害廃棄物安全評価検討会
 資料9「廃棄物処理施設における排ガス・排水等の測定調査結果について」

⑪: 焼却(バグフィルタの破損への対応について)

43

- ◆バグフィルタは、定期点検を行い、異常がないことを確認します。
- ◆ばいじん計を常時監視することで、バグフィルタの破損がないか確認します。
- ◆仮に、異常のおそれがある場合には、速やかに焼却炉の運転を停止します。
 - 可燃物投入コンベア等を停止し、排ガス状態を配慮しながら設備を停止します。

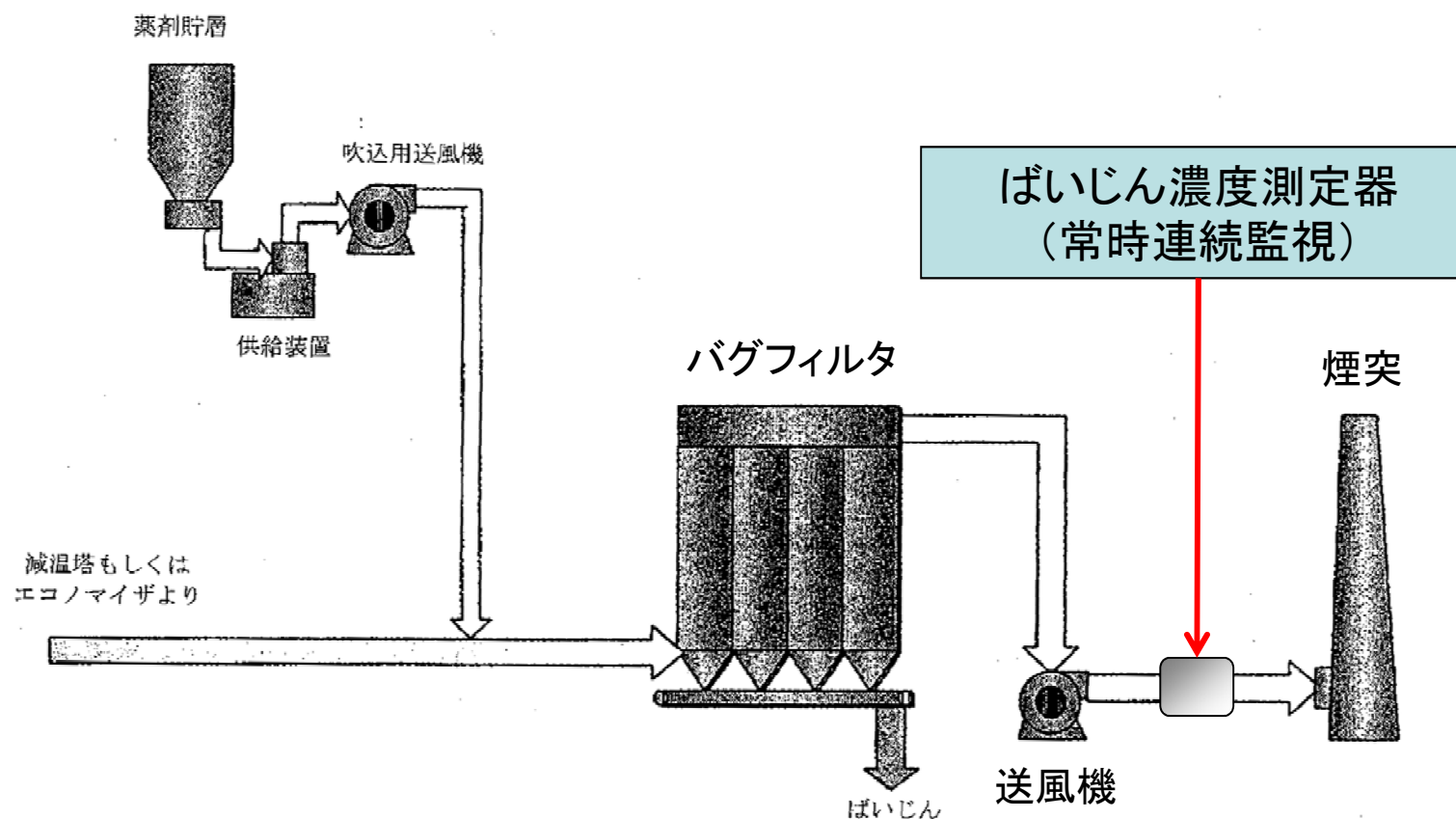


焼却施設フロー及び運転停止プロセス図(例)

⑪: 焼却(安全確保の方法)

44

- ◆ バグフィルタの後段に、ばいじん濃度測定器を設置し、常時連続監視します。
- ◆ これにより、異常値を感知することが可能となり、万が一、バグフィルタの破損などがあった場合にも即座に対応が可能です。
- ◆ 放射性セシウムはばいじんに付着しているため、ばいじんの濃度を測定することで、排ガス中の放射性セシウムの管理にも資することができます。

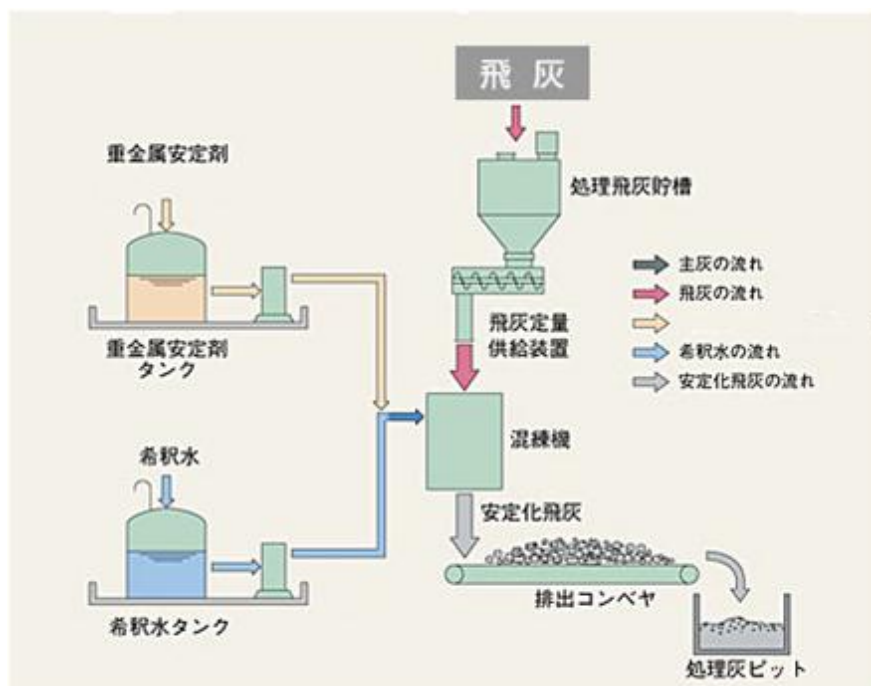


⑪: 焼却(安全確保の方法)

45

- ◆ 廃棄物を焼却すると、飛灰(ばいじん)と主灰(焼却炉の底に溜まる灰)が発生します。
- ◆ 遮断型の最終処分場に処分するため、重金属類の漏出防止のための薬剤処理を行った後、フレキシブルコンテナに梱包します。
- ◆ 主灰は、そのままフレキシブルコンテナに梱包します。

薬剤処理の工程図の例

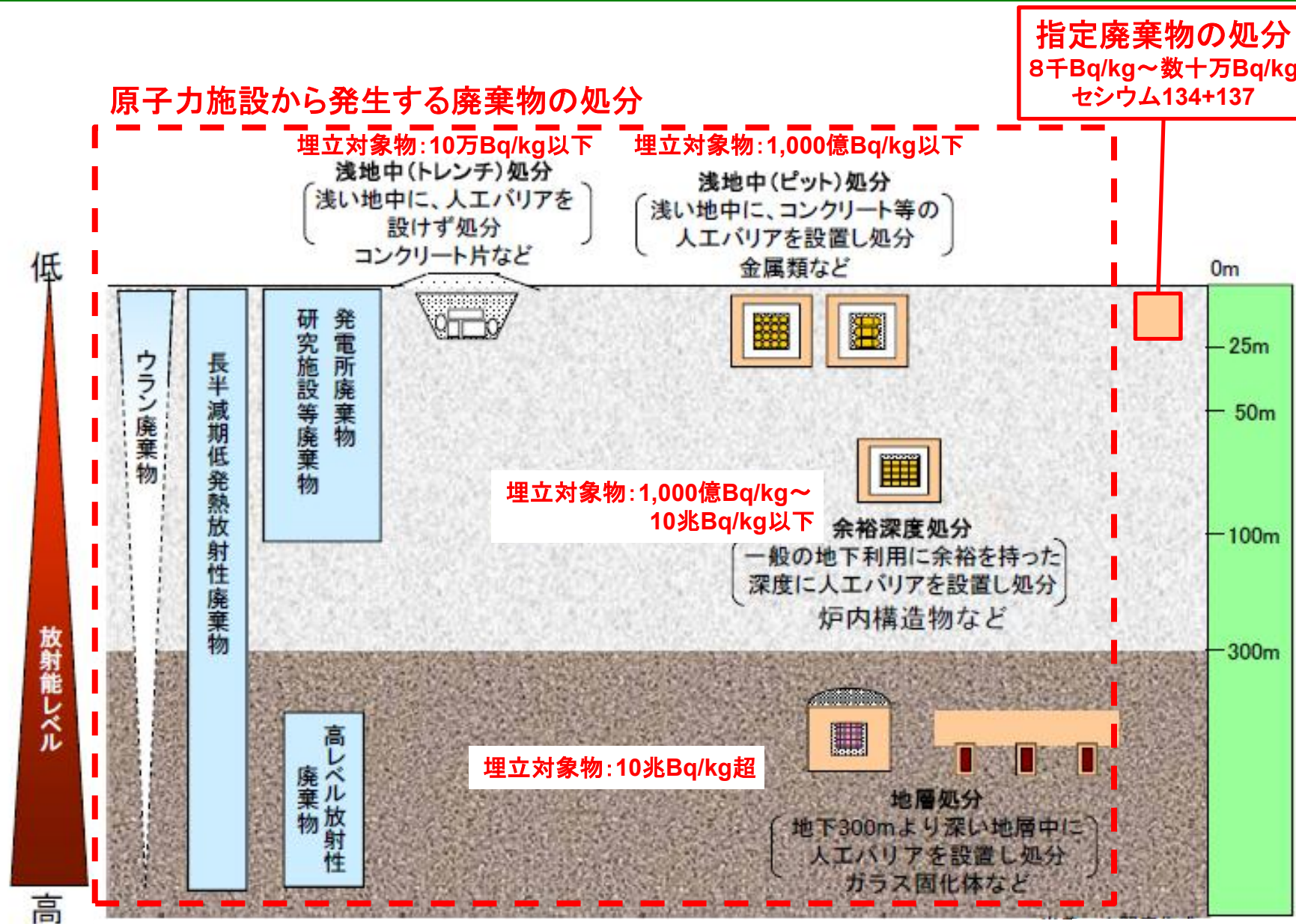


フレキシブルコンテナへの梱包



参考資料

【参考資料】原子力施設から発生する廃棄物と指定廃棄物の処分方法(本文7頁)⁴⁷



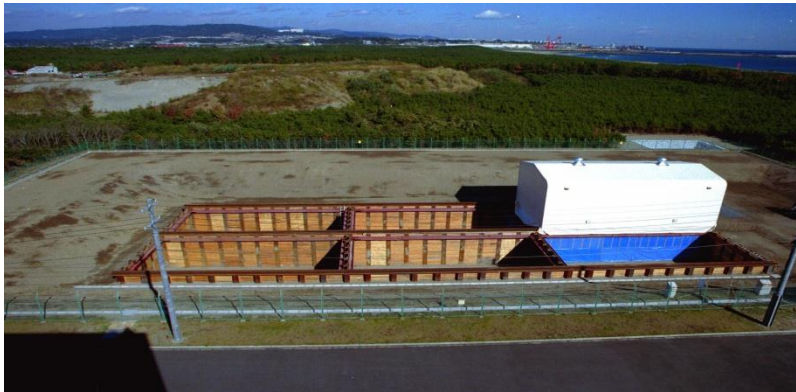
※1 赤字は内閣府作成資料に環境省が加筆を行ったもの。

※2 埋立廃棄物の濃度については、核種ごとに濃度が異なるが、ここではセシウム137の場合の濃度とした

出典: 内閣府作成資料

【参考資料】浅地中(トレンチ)処分の例

48



日本原子力研究開発機構 廃棄物埋設実地試験

トレンチ処分は、放射能レベルの極めて低い廃棄物を浅地中処分する方法の一つで、人工構築物を設けない壕などに廃棄体を定置し、充填材を充填したあと、覆土する処分方法。(出典)日本原子力研究開発機構 埋設事業推進センターHP



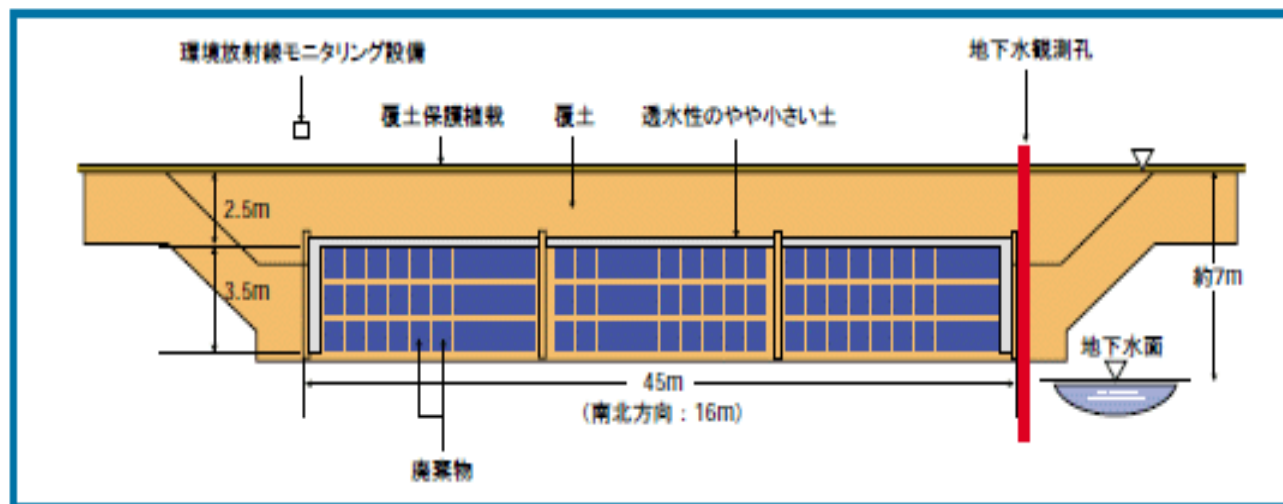
廃棄物定置作業



覆土施工状況



埋設終了(保全段階)

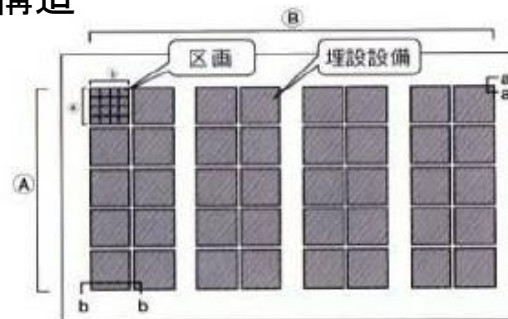




1号埋設設備の構造

●全体平面図

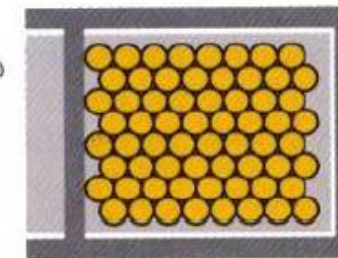
- ①:約132m
- ②:約231m
- ③:約 24m
- ④:約 24m



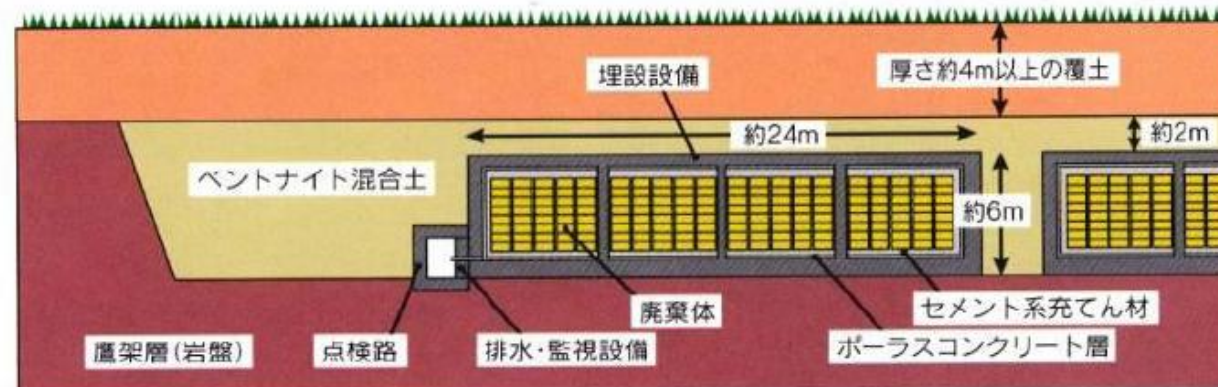
●区画断面図

(a-a縦断面)

廃棄体を8段5列8行の
俵積みで定置します。



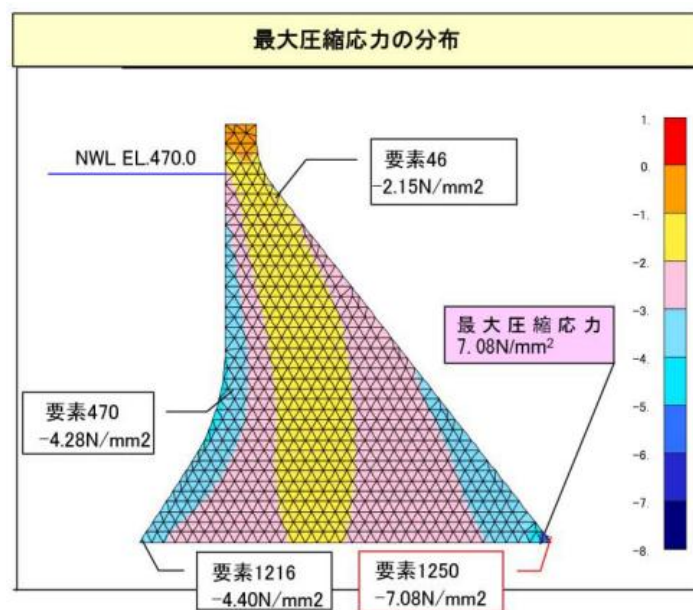
●埋設地断面図 (b-b断面)



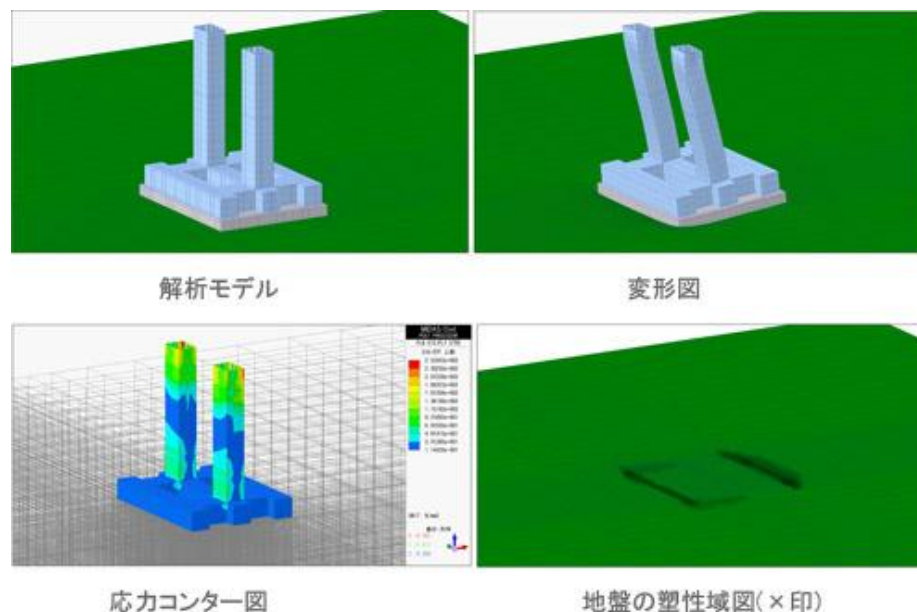
日本原燃(株)六ヶ所村低レベル放射性廃棄物埋設センター

遮断型構造の耐震設計

◆ 今回設置する遮断型構造物の設計にあたっては、実際に使用するコンクリートの材質や、強度、かぶり厚、想定される地震の規模などの各種のパラメータを勘案して**地震応答解析**^{*}を行い、倒壊、崩壊せずに躯体を維持できる構造とします。



コンクリートダム地震応答解析例



橋梁下部工の地震応答解析例

^{*})地震による機器や建物の揺れをコンピューター上で再現し、そこに加わった力を計算することを言います。その結果と設計値や実際の強度を比較し、地震による影響の程度を評価します。

建築基準法における基準風速 * 1)

県	基準風速(m/秒)
宮城県	30
茨城県	30～36 * 2)
栃木県	30
群馬県	30
千葉県	34～38 * 2)

* 1) 平成12年建設省告示第1454号「Eの数値を算出する方法並びに V_0 及び風力計数の数値を定める件」

* 2) 市町村によって異なる

一般に構造物の耐風性については、基準風速を元に地表面の状況(地表面粗度)、構造物の高さ、構造物の形状を考慮して、風荷重を算定し検討します。

【参考資料】処分場施設の点検・補修方法の例

(本文29頁) 52

点検項目		点検方法	補修方法
コンクリート	ひび割れ	クラックスケールによるひび割れ幅調査 クラックチェッカーによる目視検査	表面被覆工法 充填工法 注入工法
	剥離	ハンマーによる打音検査	左官工法 吹付け工法 グラウト工法
	空洞	ハンマーによる打音検査 弾性波探査 電磁レーダー法	注入工法 充填工法
	強度	コアサンプリングによる圧縮強度試験 テストハンマーによる打撃 プルオフ法による引張強度試験	打換え・取替え工法 増厚工法 コンクリート巻き立て工法 鋼板接着工法 FRP接着工法 鋼板巻立工法 FRP巻立て工法
鉄筋	腐食	中性化深さ調査 塩化物イオン含有量調査 鉄筋腐食量調査 自然電位測定 分極抵抗測定	表面被覆工法 電気防食工法 脱塩工法 再アルカリ化工法 大断面修復工法

- ◆ 色々な種類の土壌等(珪砂5号、埼玉土壌、茨城県真砂土、ベントナイト)に対して、セシウムがどの程度吸着されるか、という実験が、国立環境研究所によって実施されています。
- ◆ その結果、放射性セシウムの吸着性は、珪砂5号<茨城真砂土<埼玉土壌<ベントナイトの順で大きいことがわかりました

吸着実験に用いた試料

珪砂5号  ✓ 石英を主成分とする標準砂 ✓ 0.4-0.6 mm の均一な粒子径	茨城真砂土  ✓ 花崗岩などが風化してできた土 ✓ 礫分を多く含み、様々な粒子径をもつ
埼玉覆土  ✓ 埋立地の中間覆土に実際に用いられた土 ✓ 真砂土よりも粒子径の大きい礫分有	ベントナイト  ✓ ワイオミング産Naベントナイト ✓ 難透水性材料として遮水に幅広く利用

放射性セシウムの吸着実験

■ 土試料の吸着試験

溶出液を溶媒として使用することが特徴

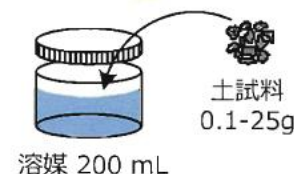
1. 溶媒

- ✓ 飛灰溶出液
 - ・ $^{134}\text{Cs} = 522 \text{ Bq/L}$ 、 $^{137}\text{Cs} = 621 \text{ Bq/L}$
 - ・ $\text{pH} = 11.9$
 - ・ $\text{EC} = 1,890 \text{ mS/m}$

溶媒条件は一定にし、投入する試料量を変化させ、吸着等温線を評価する。

2. 吸着材

- ✓ 珪砂5号
- ✓ 埼玉覆土
- ✓ 茨城県真砂土
- ✓ ベントナイト



- #### 3. 実験条件
- ✓ 液固比 = 8-2,000
 - ✓ 吸着時間 = 1日
 - ✓ 攪拌条件 = 120 rpm 水平振とう
- (試験実施機関: ㈱環境管理センター)
- $$\text{吸着量 (Bq/kg)} = \left[\frac{\text{初期濃度 (Bq/L)} - \text{平衡濃度 (Bq/L)}}{\text{液固比 (L/kg)}} \right] \times \text{液固比 (L/kg)}$$

◆ 設定及び計算条件

○線源寸法及び材質

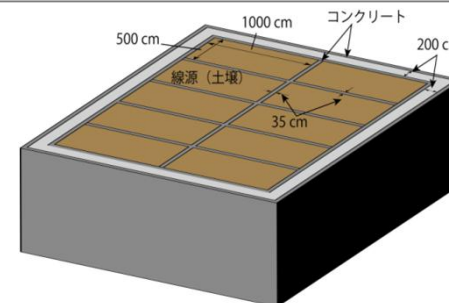
・1000cm×500cm×500cmの直方体が10個

・材質:土壌 1.6g/cm³

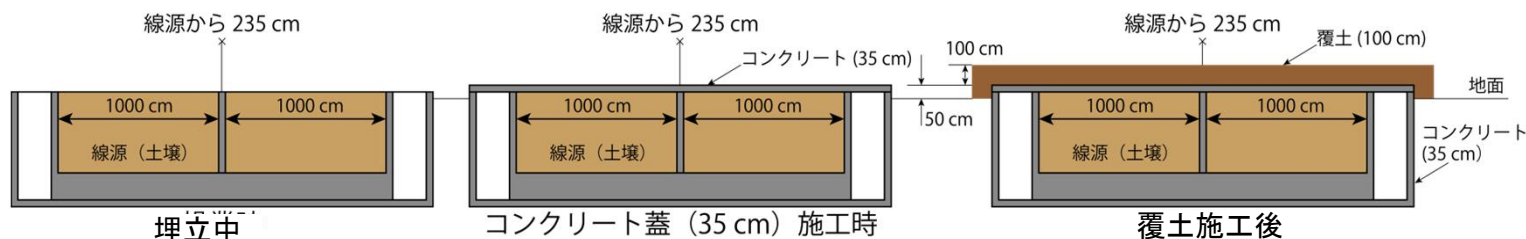
○遮へい体材質及び形状

蓋 :コンクリート 2.1g/cm³、厚さ 35cm

覆土:土壌 1.5g/cm³、厚さ 100cm



◆ 評価点



◆ 解析コード モンテカルロ手法計算コードMCNP-4C

◆ 計算結果

各時点における空間線量率
(線量換算係数※)(μ Sv/h per Bq/g)

	埋立中	コンクリート 蓋施工時	覆土施工後
Cs-134	2.7E-01	1.4E-03	8.6E-08
Cs-137	9.6E-02	4.0E-04	7.3E-09

※線量換算係数の解析は日本原子力研究開発機構安全研究センターによる。

Cs-134:Cs-137=1:1と仮定し、線源の放射性セシウム濃度を10万Bq/kgとした場合の各時点における空間線量率(μ Sv/h)

	埋立中	コンクリート 蓋施工時	覆土施工後
Cs-134+Cs-137	18	0.090	4.7E-06
埋立中を「1」とした場合の割合	1	200分の1	383万分の1 ≒400万分の1

◆ モンテカルロ手法計算コードMCNP-4C

MCNP(MCNP:Monte Carlo N-Particle Transport Code System)は、米国 Los Alamos 国立研究所(LANL)において開発されたモンテカルロ法による中性子、ガンマ線及び中性子・ガンマ線結合系を対象とする汎用の輸送計算コードである。幾何形状の設定の自由度が大きいことや、断面積の取り扱いに連続エネルギーを採用していること等の利点があり、モンテカルロ輸送計算コードの主流なものとなっている。また、米国では、使用済燃料貯蔵施設の審査指針であるNUREG-1567において、遮へい解析ツールとして記載されており、遮へい設計、線量評価等で使用されている。

【参考資料】埋立区画端からの距離毎の空間線量率のシミュレーション計算根拠(その1)

◆設定及び計算条件

○埋立中

- ・12のコンクリート躯体のうち1つの躯体のみ開放。
その躯体には建屋が設置される。
- ・それ以外の11躯体は厚さ35cmのコンクリートの蓋、
その上に覆土が100cm施工されている。

○埋立終了後

- ・全12躯体に厚さ35cmのコンクリートの蓋、その全面
に覆土を100cm施工

<線源寸法及び材質>

- ・1000cm×500cm×500cmの直方体が10個
- ・材質: 土壌 1.6g/cm³

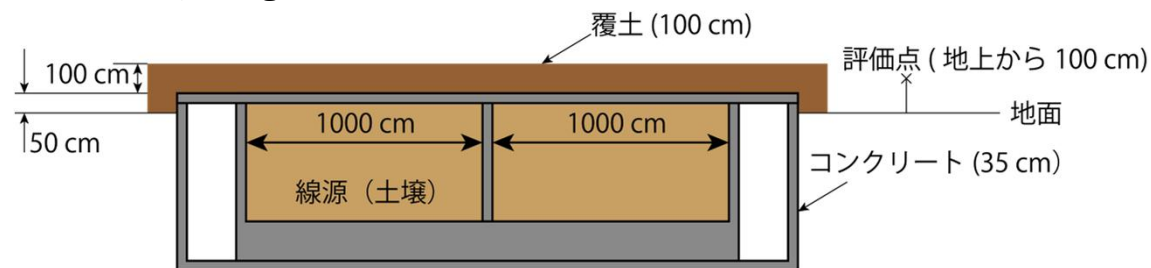
<建屋寸法及び材質(建屋の部材のうち金属部分のみを評価)>

- ・3000cm×3600cm×1250cm
- ・屋根の厚さ: 0.1cm ・壁の厚さ: 0.035cm
- ・材質: 鉄7.9g/cm³

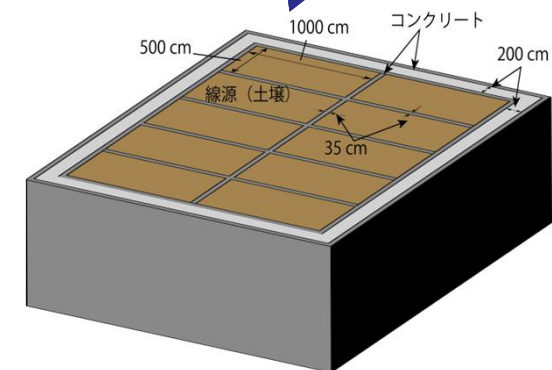
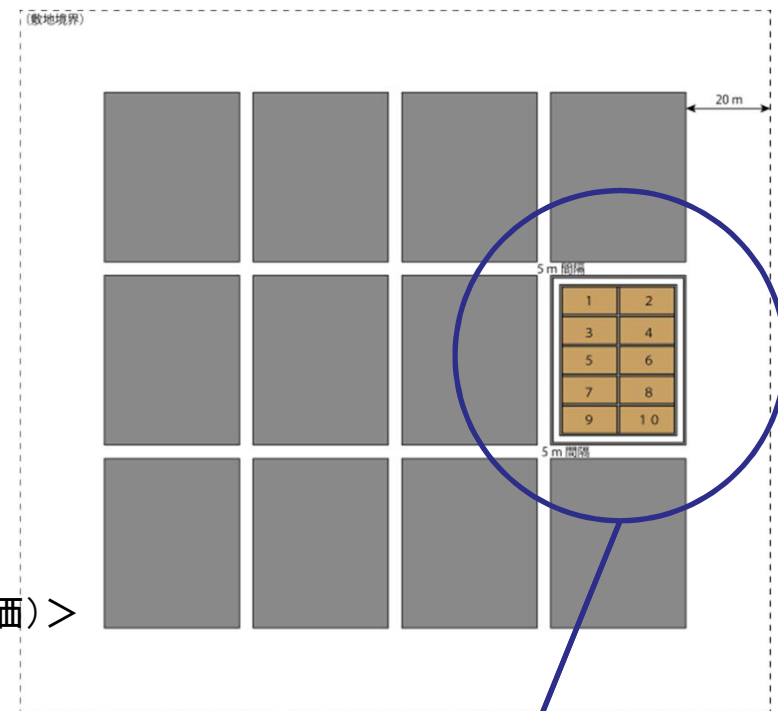
<遮へい体材質及び形状>

蓋 : コンクリート 2.1g/cm³、厚さ 35cm

覆土: 土壌 1.5g/cm³、厚さ 100cm



コンクリート1躯体の断面図(埋立終了後)



コンクリート1躯体(埋立中)

【参考資料】埋立区画端からの距離毎の空間線量率のシミュレーション計算根拠(その2)

◆評価点

- 埋立中 : コンクリート躯体端から0, 10, 30, 50, 100mで、地上より1mの地点
- 埋立終了後: コンクリート躯体端から2, 4, 6, 8, 10mで、地上より1mの地点

◆解析コード モンテカルロ手法計算コードMCNP-4C

◆評価結果

○埋立中の線量換算係数($\mu\text{Sv/h per Bq/g}$)

コンクリート躯体端からの距離	0m	10m	30m	50m	100m
Cs-134	1.8E-02	2.7E-03	8.0E-04	4.1E-04	1.3E-04
Cs-137	6.3E-03	1.0E-03	3.0E-04	1.5E-04	4.8E-05

※開放している1躯体のみで評価。埋立終了後の評価結果から、埋立中は覆土した躯体からの寄与は無視できるほど十分に小さく、開放している1躯体についてのみの評価で十分と言える。

○埋立終了後の線量換算係数($\mu\text{Sv/h per Bq/g}$)

コンクリート躯体端からの距離	2m	4m	6m	8m	10m
Cs-134	2.0E-09	2.0E-09	1.9E-09	1.7E-09	1.7E-09
Cs-137	2.1E-10	2.1E-10	2.0E-10	1.9E-10	1.8E-10

※コンクリート蓋及び覆土を施工した全12躯体からの寄与の足し合わせ。

※線量換算係数の解析は日本原子力研究開発機構安全研究センターによる。

Cs-134:Cs-137=1:1と仮定し、線源の放射性セシウム濃度を10万Bq/kgとした場合

○埋立中の各地点における空間線量率($\mu\text{Sv/h}$)

コンクリート躯体端からの距離	0m	10m	30m	50m	100m
Cs-134 + Cs-137	1	0.19	0.06	0.03	0.01

○埋立終了後の各地点における空間線量率($\mu\text{Sv/h}$)

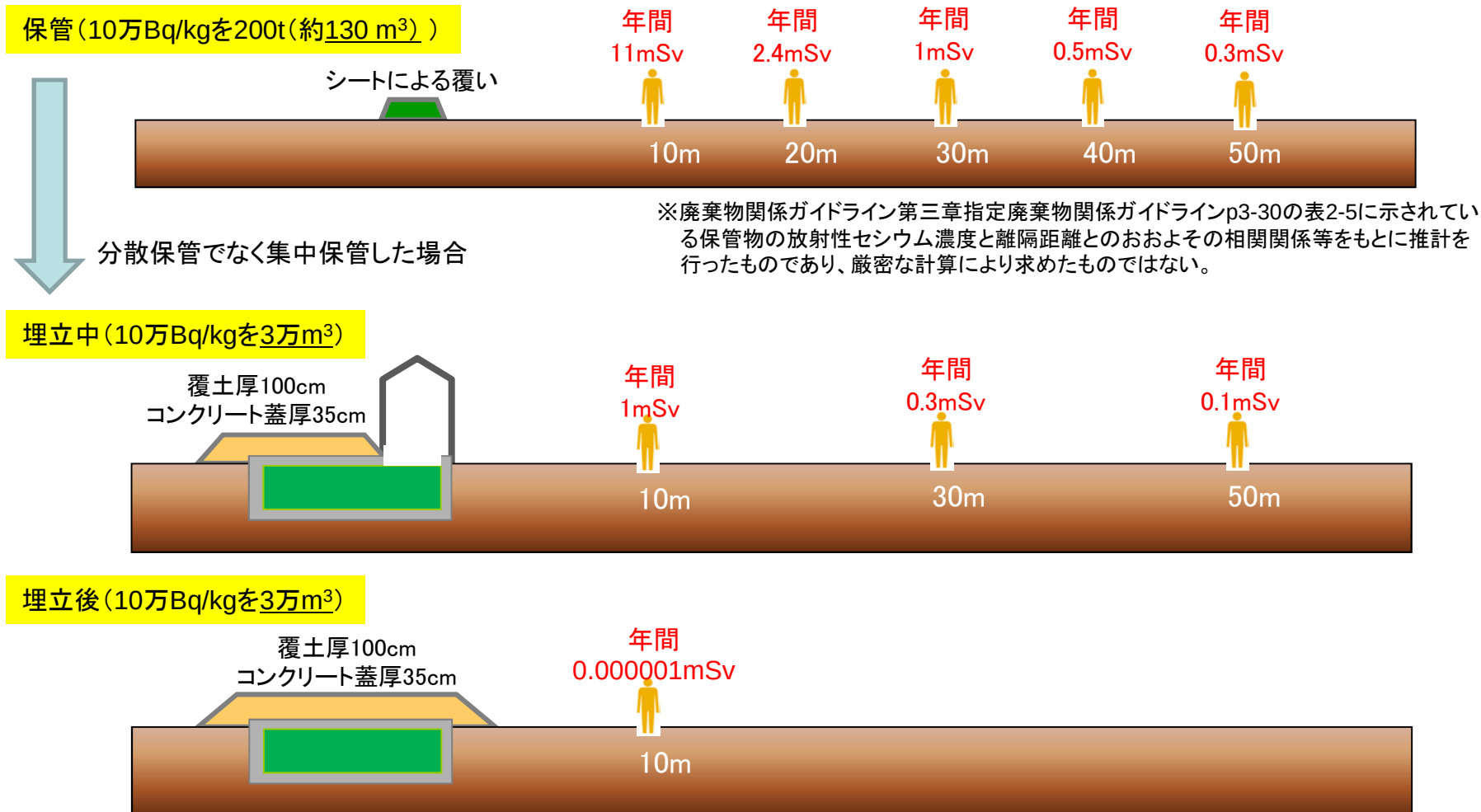
コンクリート躯体端からの距離	2m	4m	6m	8m	10m
Cs-134 + Cs-137	0.0000001	0.0000001	0.0000001	0.00000009	0.00000009

【参考資料】保管による空間線量率の評価と処分場の比較

57

◆廃棄物を1箇所に集め、遮へいなどの対策を講じた最終処分場で処分することで周辺の空間線量の影響は大幅に低下します。

「仮に10万Bq/kgの指定廃棄物200トン遮へいせずに保管した場合」の追加被ばく線量の評価結果と、「埋立中の処分場周辺」「埋立後の処分場周辺」の追加被ばく線量の評価結果の比較



◆ 追加被ばく線量年間1mSvの数値は、以下の考え方に基づいています。

記載文献等	記載内容	その根拠
放射性物質汚染対処特措法の規定に基づく放射線障害の防止に関する技術的基準について(放射線審議会への提出資料)(2011年12月2日)	処理に伴って周辺住民の受ける線量が1mSv/年を超えないようにする	東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響を受けた廃棄物の処理処分等に関する安全確保の当面の考え方について(原子力安全委員会)
平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法 基本方針(2011年11月11日)	処理等に伴い周辺住民が追加的に受ける線量が年間1ミリシーベルトを超えないようにするものとする	東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響を受けた廃棄物の処理処分等に関する安全確保の当面の考え方について(原子力安全委員会)
東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響を受けた廃棄物の処理処分等に関する安全確保の当面の考え方について(原子力安全委員会)(2011年6月3日)	処理等に伴い周辺住民の受ける線量が1mSv/年を超えないように	放射線防護に関する助言に関する基本的考え方について(原子力安全委員会)
ICRP1990年勧告(ICRP Publ.60)	年実効線量限度1mSvを勧告する。	①:低線量生涯被ばくによる死亡リスク
		②:ラドン被ばくを除く自然放射線による年間の被ばく線量の差

発がんリスクの要因等

喫煙	1,000～2,000mSv相当
受動喫煙(※1)	100～200mSv相当
肥満(※2)	200～500mSv相当
野菜不足(※3)	100～200mSv相当
東京—ニューヨーク (航空機旅行(往復)での高度による宇宙線の増加)	0.2mSv程度
クロロホルム (水道水中に含まれ、発がん性が懸念されているトリハロメタン類の代表的な物質)	1日平均2リットルの水道水を飲み続けたとしても発がん性のリスクは、0.01%未満 (100mSvの放射線被ばくによる発がんのリスクは、このクロロホルム摂取よりも大きい)

(※1) 夫が非喫煙者である女性のグループに対し、夫が喫煙者である女性のグループのリスク。

(※2) BMI(身長と体重から計算される肥満指数)23.0～24.9のグループに対し、BMI $\geq$ 30のグループのリスク。

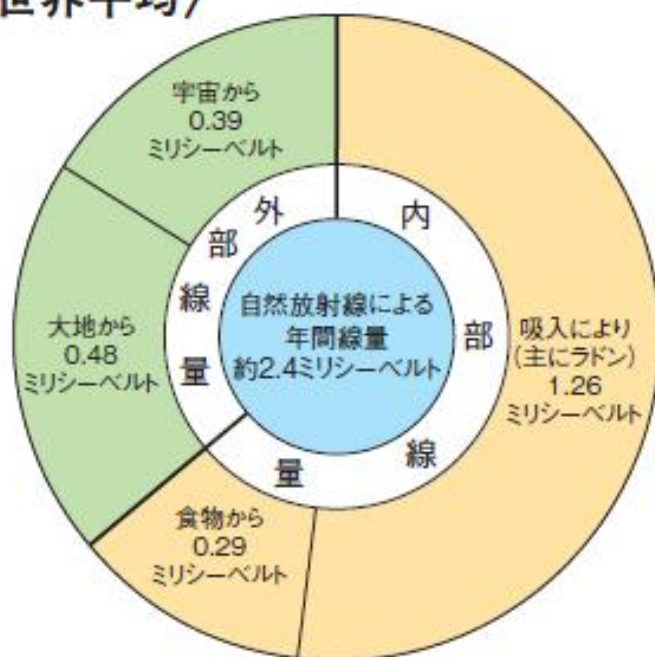
(※3) 1日当たり420g摂取のグループに対し、1日当たり110g摂取のグループのリスク(中央値)。

出典: 内閣官房「低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ報告書」(平成23年12月22日)

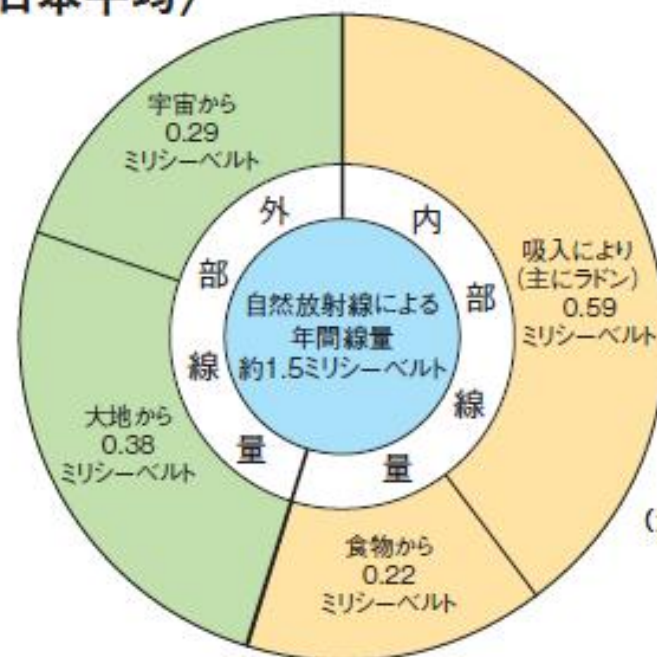
◆自然界から受ける放射線量

一人当たりの年間線量

〈世界平均〉



〈日本平均〉



(注) 2005年に日本分析センターから、自然界から受ける年間の放射線量2.2ミリシーベルトという数値が公表されています。

出典: 原子放射線の影響に関する国連科学委員会(UNSCEAR)2008年報告、
(財)原子力安全研究協会「生活環境放射線」(1992年)より作成

出典: 文部科学省ホームページ

http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2011/11/04/1313005_05_1.pdf

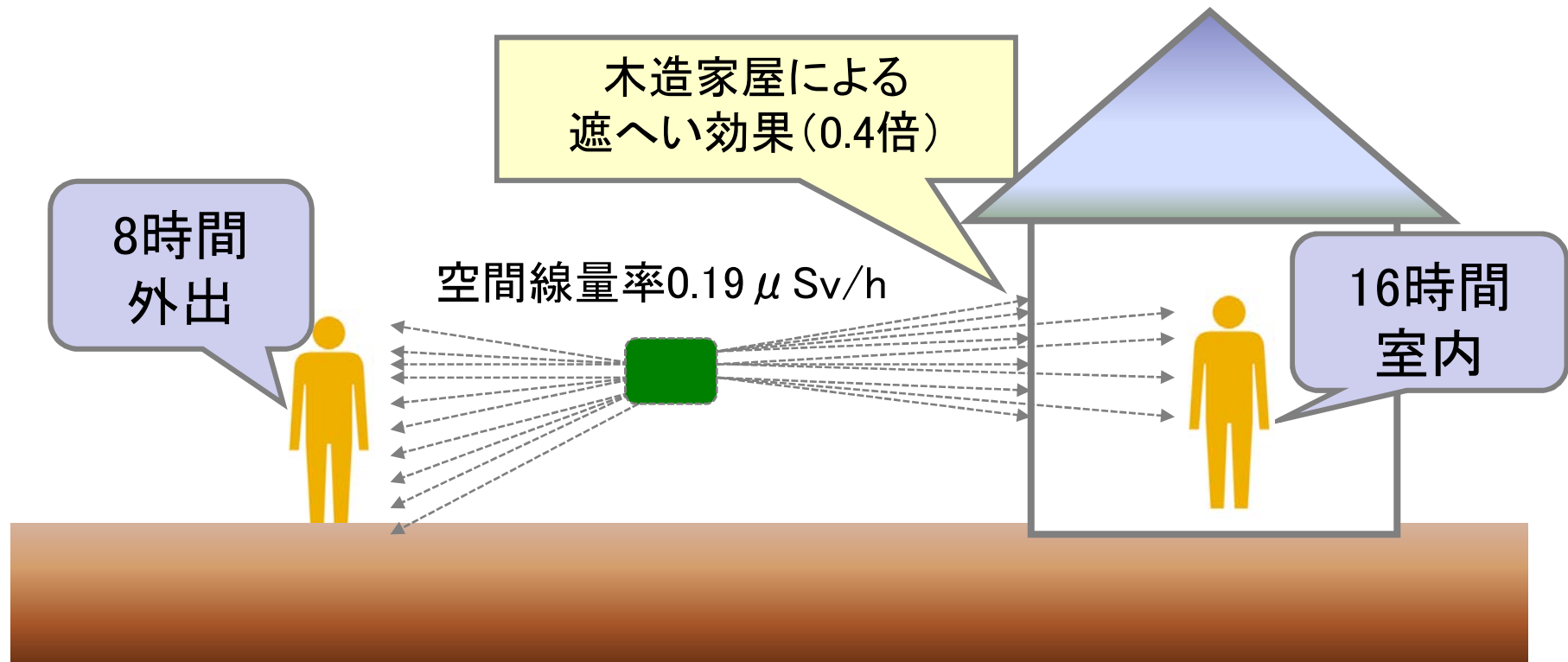
【参考資料】「年間1mSv $\Rightarrow$ 0.19 μ Sv/h」の考え方

61

◆「年間1mSv $\Rightarrow$ 0.19 μ Sv/h」※の考え方は、以下の計算式に基づいています。

$$\frac{1\text{mSv/年}}{365\text{日} \times (\text{外出}8\text{時間} + \text{室内}16\text{時間} \times 0.4)} = 0.19\mu\text{Sv/時間}$$

※ 1mSv = 1000 μ Sv



- ◆福島第一原子力発電所の事故とは関係なく、以前から自然界の放射線は元々存在していました。
- ◆具体的には、大地からの放射線が年間 0.38mSv 、宇宙からの放射線が年間 0.29mSv です。(文部科学省「学校において受ける線量の計算方法について」より)
- ◆時間あたりに計算すると、大地からの放射線が $0.04 \mu\text{Sv/h}$ 、宇宙からの放射線が $0.03 \mu\text{Sv/h}$ です。これらは、もともと存在した放射線です。
- ◆NaIシンチレーション式サーベイメータにより空間線量率を測定する場合、事故による追加被ばく線量だけでなく、自然界からの放射線のうち、大地からの放射線分も合わせて測定することになります。(通常のNaIシンチレーション式サーベイメータでは宇宙からの放射線はほとんど測定されません)
- ◆ $0.23 \mu\text{Sv/h}$ とは、追加被ばく線量 $0.19 \mu\text{Sv/h}$ と、もともと存在した $0.04 \mu\text{Sv/h}$ を足し合わせた数値です。

$$0.04 \mu\text{Sv/h} + 0.19 \mu\text{Sv/h} = 0.23 \mu\text{Sv/h}$$

（もともと存在した
大地からの放射線）

（事故に因る
追加放射線）

（測定される
放射線）

- ◆モニタリングで、影響の防止を確認するための尺度となる大気中の放射性物質の濃度限度は、非常に低いものです。例えば、「外部被ばく及び内部被ばくの評価法に係る技術的指針」（平成11年4月放射線審議会）によれば、その濃度の大気を0歳から70歳までの間、吸い続けた時の被ばく線量が一般公衆の許容値以下となる濃度です。

$$\frac{^{134}\text{Cs}\text{濃度}(\text{Bq}/\text{m}^3)}{20} + \frac{^{137}\text{Cs}\text{濃度}(\text{Bq}/\text{m}^3)}{30} \leq 1$$

（処分場周辺の環境における安全性を確認するためのモニタリングの目安となる放射性セシウム濃度）

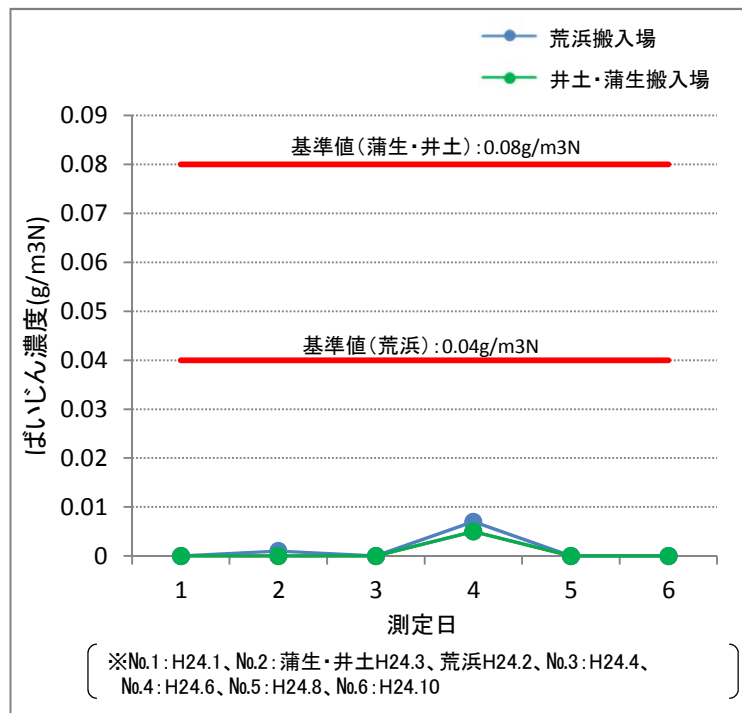
- ◆また、受入前、受入開始後に敷地境界において空間線量率を7日に1回測定します。受入期間中にバックグラウンド+0.19 $\mu\text{Sv/h}$ 以下（すなわち、追加被ばく線量が年間1mSvを超えない）であることを確認します。

【参考資料】焼却（安全確保の方法）

64

- ◆バグフィルタは、十分に性能を発揮することが確認されています（下図）。
- ◆ばいじん濃度は基準値を大きく下回っており、バグフィルタが十分に性能を発揮していることがわかります。

宮城県における仮設焼却炉の実績



出典: 仙台市ホームページ
http://www.city.sendai.jp/sumiyoi/gomi/keikaku/1202139_1571.html

既存の処理における排ガスの実績データ

施設名	時期	Cs濃度(Bq/m³)					
		バグフィルタ入口			煙突		
		(ろ紙部)	(ドレン部)	(活性炭部)	(ろ紙部)	(ドレン部)	(活性炭部)
福島市あぶくまクリーンセンター	(※1) 平成23年10月	—	—	—	不検出	不検出	不検出
	(※2) 平成23年12月	—	—	—	不検出	不検出	不検出
	(※3) 平成24年2月	—	—	—	不検出(0.2)	不検出(1.2)	不検出(0.6)
福島市あらかわクリーンセンター	(※1) 平成23年10月	174	不検出	不検出	0.007	不検出	不検出
	(※2) 平成23年12月	224	不検出(3)	不検出(1.2)	0.008~0.015	不検出<0.12	不検出<0.05
	(※3) 平成24年2月	290	不検出(2)	不検出(0.9)	不検出(0.16)	不検出(1.0)	不検出(0.6)
南相馬市クリーン原町センター	(※1) 平成23年10月	—	—	—	不検出	不検出	不検出
	(※2) 平成23年12月	—	—	—	不検出	不検出	不検出
	(※3) 平成24年2月	—	—	—	不検出(0.2)	不検出(1.6)	不検出(0.6)
いわき市南部清掃センター	(※1) 平成23年11月	—	—	—	不検出	不検出	不検出
	(※2) 平成23年12月	—	—	—	不検出	不検出	不検出
	(※3) 平成24年2月	—	—	—	不検出(0.2)	不検出(1.3)	不検出(0.6)

出典: (※1) 第9回災害廃棄物安全評価検討会 資料5 表1より抜粋
 (※2) 第11回災害廃棄物安全評価検討会 資料9 表1-1より抜粋
 (※3) 第12回災害廃棄物安全評価検討会 参考資料1 表1-1より抜粋

※測定結果の「不検出」とは、検出下限未満を表し、下段の()内は検出下限値を表します。